

V 参考資料

教育基本法（平成18年法律第120号）について

前文

日本国民が願う理想として、「民主的で文化的な国家」の発展と「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために、改正前の教育基本法に引き続き、「個人の尊厳」を重んずることを宣言するとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定しています。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

教育の目的

何を目指して教育を行い、どのような人間を育てることを根本的な目的とすべきかという「教育の目的」を引き続き規定しています。

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育の目標

本条を新設し、第1条の「教育の目的」を実現するための、今日重要と考えられる事柄を5つに整理して「教育の目標」として規定しています。

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

生涯学習の理念

本条を新設し、「生涯学習の理念」を教育に関する基本的な理念として規定しています。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

教育の機会均等

教育の機会均等について引き続き規定するとともに、障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに規定しています。

- 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

教育を実施する際に基本となる事項について、

- ①義務教育、学校教育、教員、社会教育、政治教育、宗教教育に関する規定を見直したほか、
- ②新たに、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力などについて規定しています。

義務教育

改正前の教育基本法に規定されていた9年の義務教育の年限について、将来の延長の可能性も考慮し、他法に委ねることとともに、義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務などについて新たに規定しています。

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
 - 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
 - 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

学校教育

学校教育は、体系的・組織的に行われるべきこと、また、学校教育においては、児童・生徒が、規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきことを新たに規定しています。

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

大学

本条を新設し、大学の役割や、自主性・自律性などの大学の特性が尊重されるべきことを規定しています。

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

私立学校

本条を新設し、私立学校の自主性を尊重しつつ、国・地方公共団体が私学助成などの振興に努めるべきことを規定しています。

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

教員

教員の使命と職責の重要性を踏まえ、教員は研究と修養に励み、養成と研修の充実が図られるべきことを新たに規定しています。

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

家庭教育

本条を新設し、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを規定しています。

- 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

幼児期の教育

本条を新設し、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを規定しています。

- 第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

社会教育

社会教育が、国や地方公共団体により奨励・振興されるべきことを引き続き規定しています。

- 第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

本条を新設し、学校、家庭、地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきことを規定しています。

- 第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

政治教育

政治的教養は教育上尊重されるとともに、党派的政治教育その他政治的活動を行ってはならないことを引き続き規定しています。

- 第 14 条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

宗教教育

宗教に関する一般的な教養は教育上尊重されるべきことを新たに規定するとともに、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を行ってはならないことを引き続き規定しています。

- 第 15 条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

教育行政

教育は、不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきことを規定するとともに、国、地方公共団体の役割分担や必要な財政措置について新たに規定しています。

- 第 16 条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

教育振興基本計画

本条を新設し、国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることについて規定しています。

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

法令の制定

この法律の諸条項を実施するため、必要な法令を制定することについて規定しています。

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

※平成18年12月22日（公布の日）から施行。

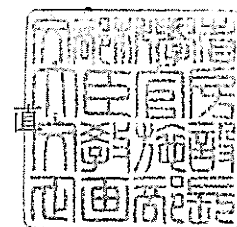
資料2 ■「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」
27 文科初第 595 号 平成 27 年 7 月 30 日



27 文科初第 595 号
平成 27 年 7 月 30 日

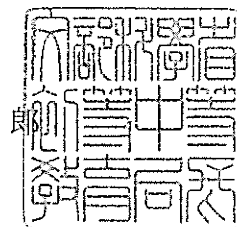
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
関 靖



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次 郎



(印影印刷)

小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の
一部を改正する法律について（通知）

このたび、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」（以下「改正法」という。）が、本年 6 月 24 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を創設するものです。

また、併せて義務教育学校の制度化に係る行財政措置として、公立の義務教育学校に関する教職員定数の算定並びに教職員給与費及び施設費等に係る国庫負担については、現行の小学校及び中学校と同様の措置を講ずることとするとともに、義務教育学校の教員については、原則として、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないこととしております。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会、学校、学校法人に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対しても、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係する政令及び省令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

記

第一 学校教育法の一部改正（改正法第 1 条）

1 改正の概要

（1）義務教育学校の創設（第 1 条）

我が国における学校の種類として、新たに義務教育学校を設けることとしたこと。

なお、本条に規定されることにより、他の学校種と同様、設置者（第 2 条）、設置基準（第 3 条）、設置廃止等の認可（第 4 条）、学校の管理及び経費の負担（第 5 条）、授業料の徴収（第 6 条）、校長及び教員の配置並びにその資格（第 7 条、第 8 条及び第 9 条）、生徒等の懲戒（第 11 条）、学校閉鎖命令（第 13 条）、名称使用制限（第 135 条）等に係る規定の適用があることとなること。

（2）義務教育学校の設置等に係る認可等（第 4 条）

私立の義務教育学校の設置廃止等について、私立の小学校、中学校と同様に、都道府県知事の認可事項としたこと。

（3）義務教育学校における授業料の徴収（第 6 条）

国立又は公立の義務教育学校について、小学校、中学校等と同様に、授業料を徴収することができないものとしたこと。

(4) 就学義務（第 17 条）

保護者がその子を就学させる義務を果たすための学校種として、義務教育学校を追加したこと。

(5) 設置義務（第 38 条）

市区町村は、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもって小学校及び中学校の設置に代えることができるものとしたこと。

なお、公立の義務教育学校は、地方自治法第 244 条の公の施設であり、その設置については条例で定めることを要すること（同法第 244 条の 2 第 1 項）。

(6) 教育事務の委託（第 40 条）

市区町村は、従前の小学校・中学校と同様、義務教育学校についても、その設置に代えて、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市区町村又は市区町村の組合に委託することができることとしたこと。

(7) 義務教育学校の目的（第 49 条の 2）

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とすること。

(8) 義務教育学校の目標（第 49 条の 3）

義務教育学校における教育の目標として、小学校教育及び中学校教育と同様に、法第 21 条に規定する義務教育の目標を達成するよう行われるものとする。

(9) 義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分（第 49 条の 4 及び第 49 条の 5）

義務教育学校の修業年限は 9 年とし、小学校段階に相当する 6 年の前期課程及び中学校段階に相当する 3 年の後期課程に区分したこと。

(10) 前期課程及び後期課程の目的及び目標（第 49 条の 6）

義務教育学校の前期課程においては、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するため、小学校における教育と同一の目標を達成するよう行われるものとする。とともに、後期課程においては、前期課程における教育の基礎の上に、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、中学校における教育と同一の目標を達成するよう行われるものとしたこと。

(11) 義務教育学校の教育課程（第 49 条の 7）

義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、義務教育学校の目的・目標並びに前期課程及び後期課程のそれぞれの目的・目標に従い、文部科学大臣が定めるものとしたこと。

(12) 準用規定等（第 49 条の 8）

生涯学習と学校教育との関係（第 30 条第 2 項），体験活動の充実（第 31 条），教科用図書の使用義務（第 34 条），出席停止（第 35 条），学齢未満の子の入学禁止（第 36 条），校長・教頭・教諭等の職務（第 37 条），学校評価（第 42 条），学校による積極的な情報提供（第 43 条），私立学校の所管（第 44 条）に関する現行の学校教育法上の諸規定を義務教育学校に準用することとしたこと。

(13) 義務教育学校卒業者の高等学校入学資格（第 57 条）

義務教育学校の卒業者について，中学校の卒業者等と同様に，高等学校への入学資格を有するものとしたこと。

(14) その他の事項（第 74 条，第 81 条，第 125 条，附則第 7 条関係）

義務教育学校における特別支援学級の設置，専修学校高等課程における教育の対象者，特別の事情がある場合の養護教諭の必置義務の免除について所要の改正を行ったこと。

2 留意事項

平成 18 年の教育基本法改正，平成 19 年の学校教育法改正により義務教育の目的・目標が定められたこと等に鑑み，小学校・中学校の連携の強化，義務教育 9 年間を通じた系統性・連続性に配慮した取組が望まれる。

このたびの義務教育学校の創設については，これを踏まえつつ，地域の実情や児童生徒の実態など様々な要素を総合的に勘案して，設置者が主体的に判断できるよう，既存の小学校・中学校に加えて，義務教育を行う学校に係る制度上の選択肢を増やしたものである。また，今回の制度化は，小中一貫教育を通じた学校の努力による学力の向上や，生徒指導上の諸問題の解決に向けた取組，学校段階間の接続に関する優れた取組等の普及による公教育全体の水準向上に資するものと考えられる。

以上のことから，各設置者においては，今回の改正を契機として，義務教育学校の設置をはじめ，小学校段階と中学校段階を一貫させた教育活動の充実に積極的に取り組むことが期待される。

(1) 義務教育学校の名称

「義務教育学校」という名称は，法律上の学校の種類を表す名称であり，個別の学校の具体的な名称に「義務教育学校」と付さなければならないものではないこと。

小学校・中学校と同様に，公立学校であれば，設置条例で法律上の正式な名称（義務教育学校）を明らかにした上で学校管理規則等の教育委員会規則により，私立学校であれば寄附行為により，義務教育学校以外の個別の名称を用いることは可能であること。

(2) 義務教育学校の設置の在り方

- ① 地域とともにある学校づくりの観点から、小中一貫教育の導入に当たっては、学校関係者・保護者・地域住民との間において、新たな学校作りに関する方向性や方針を共有し、理解と協力を得ながら進めて行くことが重要であること。
- ② 市区町村における義務教育学校の設置は、小学校・中学校の設置に代えられること（第 38 条）を踏まえ、市区町村立の義務教育学校は就学指定の対象とする予定であること（学校教育法施行令の改正）。
- ③ 就学指定は、市区町村の教育委員会が、あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定する制度であること。したがって、その指定に当たって入学者選抜は行わないものであること。
- ④ いわゆる「学校選択制」は、あくまで就学指定の手続の一つとして行われるものであり、特定の学校に入学希望者が集中した場合の調整に当たっては、就学指定の基本的な仕組みを踏まえ、入学者選抜は行わないものであること。
- ⑤ 「学校選択制」の導入に当たっては、通学する学校により格差が生じるとの懸念を払拭する観点から、小学校・中学校の場合と同様、市区町村が児童生徒の実態や保護者のニーズを踏まえ、対外的な説明責任にも留意しつつ対応する必要があること。
- ⑥ 域内に義務教育学校と小学校・中学校が併存する場合は、小中一貫教育の実施を通じて蓄積される様々な知見を既存の小学校・中学校にも積極的に普及を図ること。

(3) 義務教育学校の目的

- ① 義務教育学校は、小学校・中学校と同様の目的を実現するための教育活動を行うものであり、義務教育を施す点においては、小学校・中学校と義務教育学校は同等であること。
- ② 義務教育学校は、小学校・中学校の学習指導要領を準用することとしており、学習指導要領に示された内容項目を網羅して行われることになるため、小学校・中学校と異なる内容・水準の教育を施す学校ではないこと。

(4) 義務教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分

- ① 小中一貫教育においても、子供の成長の節目に配慮するような教育課程の工夫が重要であること。
- ② 義務教育学校は、9年の課程を前期6年、後期3年に区分することとしているが、義務教育学校においては、1年生から9年生までの児童生徒が一つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4－3－2」や「5－4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することも可能であること。
- ③ この場合の「学年段階の区切り」とは、前期課程、後期課程の目標を達成するための課程の変更を意味するものではなく、カリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるための便宜的な区切りを設定することを想定していること。

具体的には、例えば、

- ・ 教育課程の特例を活用して小学校高学年段階から独自の教科を設け、当該教科が導入される学年を区切りとすること
- ・ 従来であれば中学校段階の教育の特徴とされてきた教科担任制や定期考査、生徒会活動、校則に基づく生徒指導、制服・部活動等を小学校高学年段階から導入して、この学年を区切りとすること

などの工夫が考えられること。

- ④ 義務教育学校の課程は、前期6年、後期3年に区分することとしているが、組織としては一体であり、義務教育学校の教職員は一体的に教育活動に取り組むこと。

(5) 義務教育学校の教育課程

- ① 義務教育学校の教育課程については、前期課程及び後期課程に、それぞれ小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を準用することを省令において定める予定であるとともに、教育課程の特例や配慮すべき事項については、省令等で定める予定としていること。
- ② 具体的には、学習指導要領に示された内容項目を網羅すること、各教科等の系統性・体系性に配慮すること、児童生徒の負担過重にならないようにすること等を前提とした上で、小中一貫教育の円滑な実施に必要な9年間を見通した教育課程の実施に資する一定の範囲内で、設置者の判断で活用可能な教育課程の特例を創設することを予定としていること。

なお、創設される本特例の内容については、今後、教育課程特例校制度の対象としない予定であり、詳細については、別途御連絡する教育課程特例校の申請手続に係る事務連絡を参照すること。

- ③ 「6-3」と異なる学年段階の区切りを設けている学校や、教育課程の特例を活用する学校においては、転出入する児童生徒に対して、学習内容の欠落が生じないようにするとともに、転校先の学校に円滑に適応できるようきめ細かに対応する必要があること。

具体的には、例えば、

- ・ 指導要録に、当該児童生徒が先取りして学習した事項や学習しなかった事項等を具体的に記載するとともに綿密な引継ぎを行うこと
 - ・ 通常の教育課程との違いを分かりやすく示した資料をあらかじめ備えておくこと
 - ・ 転出入に際して、必要に応じて個別ガイダンスや個別指導を行うこと
- などが考えられること。

(6) 義務教育学校の設置基準

- ① 義務教育学校の設置基準については、前期課程については小学校設置基準、後期課程については中学校設置基準を準用することをはじめ具体的な内容については、省令等において定めることを予定していること。

- ② 義務教育学校の施設については、同一敷地に一体的に設置する場合だけでなく、隣接する敷地に分割して設置する場合（施設隣接型）や隣接していない異なる敷地に分割して設置する場合（施設分離型）も認められること。ただし、施設分離型の義務教育学校を設置する場合、設置者において、教育上・安全上の観点や、保護者や地域住民のニーズを踏まえ適切に判断することが求められること。

（７）小中一貫型小学校・中学校（仮称）の扱い

平成 26 年 12 月の中央教育審議会答申で示された「小中一貫型小学校・中学校」（仮称）については、法律上の学校の種類としては通常の小学校と中学校であるため、今回の学校教育法の改正事項には当たらないが、小中一貫した教育課程やその実施に必要な学校間の総合調整を行う際の組織運営上の措置等に関する具体的な要件については、省令等において定めることを予定していること。

第二 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正等（改正法第 2 条・第 3 条）

1 改正の概要

（１）公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（改正法第 2 条）

- ① 公立の義務教育学校に係る学級編制及び教職員定数の標準は、前期課程については現行の小学校と、後期課程については現行の中学校と同等の標準としたこと。（第 3 条及び第 6 条関係等）
- ② 義務教育学校においては、学校段階間の接続を円滑に行う必要があるなど管理機能の充実が必要であることから、副校長又は教頭を一人加算することとしたこと。（第 7 条第 1 項第 2 号）

（２）市町村立学校職員給与負担法の一部改正（改正法第 3 条）

市区町村立の義務教育学校の教職員の給料その他の給与等について、都道府県の負担としたこと。（第 1 条）

（３）義務教育費国庫負担法の一部改正（改正法第 3 条）

市区町村立の義務教育学校の教職員給与費等を国庫負担の対象としたこと。（第 2 条）

2 留意事項

小学校及び中学校を廃止して義務教育学校を設置する場合を含め、義務教育学校において小中一貫教育が円滑に行われるよう、都道府県教育委員会等においては、義務教育学校に係る教職員定数の標準を踏まえた適切な教職員配置に努めること。

第三 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正（改正法第4条）

1 改正の概要

- ① この法律における「義務教育諸学校」の定義に義務教育学校を加えたこと。（第2条関係）

なお、本条に規定されることにより、公立の義務教育学校について、施設整備基本方針等（第11条）、交付金の交付等（第12条）に係る規定等の適用があることとなること。

- ② 公立の義務教育学校の校舎及び屋内運動場の新築又は増築に要する経費を、公立の小学校・中学校と同様に国庫負担の対象に加えたこと。（第3条、第5条、第6条関係）

2 留意事項

小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計における留意事項については、文部科学省が開催する有識者会議「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」（平成21年6月19日大臣官房長決定）での検討を踏まえ、関係者に周知する予定であること。

第四 教育職員免許法の一部改正（改正法第5条）

1 改正の概要

- ① 義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないものとしたこと。（第3条関係）
- ② 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるものとしたこと。（附則第20項関係）

2 留意事項

- ① 都道府県教育委員会は、他校種免許状の取得のための免許法認定講習の積極的な開講やその質の向上等により、小学校及び中学校教員免許状の併有のための条件整備に努めること。
- ② 都道府県教育委員会は、免許状の併有を促進する場合において、併有の促進が教員の過度な負担につながらないよう配慮すること。

第五 施行期日等について

1 改正法の概要

- (1) 改正法は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしたこと。（改正法附則第1条）

- (2) 義務教育学校の設置のために必要な行為は、改正法の施行の日前においても行うことができることとしたこと。（改正法附則第2条）
- (3) 私立学校振興助成法の一部改正その他所要の規定の整備を行ったこと。

2 留意事項

(1) 改正法における経過措置

義務教育学校の設置のために必要な行為について規定した改正法附則第2条の施行日は、公布の日（平成27年6月24日）であることから、私立の義務教育学校の設置認可の申請及び認可、公立の義務教育学校の設置のための条例制定等の準備行為は、公布の日から行えるものであること。

(2) その他

① コミュニティ・スクールの推進

義務教育9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みとして、学校運営に地域住民や保護者等が参画するコミュニティ・スクールは有効であり、子供たちの豊かな学びと成長を実現できるよう、小中一貫教育も含め、コミュニティ・スクールの推進が期待されること。

② 小学校・中学校の適正規模・適正配置との関係

義務教育学校の制度化の目的は、各地域の主体的な取組によって小中一貫教育の成果が蓄積されてきた経緯に鑑み、設置者が、地域の実情を踏まえ、小中一貫教育の実施が有効と判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整備するものであり、学校統廃合の促進を目的とするものではないこと。

今後、少子化に伴う学校の小規模化の進展が予想される中、魅力ある学校づくりを進める上で、児童生徒の集団規模の確保や活発な異学年交流等を意図して、小学校・中学校を統合して義務教育学校を設置することは一つの方策であると考えられるが、その場合、設置者が地域住民や保護者とビジョンを共有し、理解と協力を得ながら進めて行くことが重要であること。

なお、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定について（26文科初第1112号）も参照のこと。

③ 校務運営体制の見直し

小中一貫教育の導入に当たっては、校長は、一部の教職員に過重な負担が生じないように、校内での連携体制の構築や校務分掌の適正化など校務運営体制を見直し、校務の効率化を図る必要があること。

また、学校における校務運営体制の見直しに係る取組が促進されるよう、学校設置者が適切な支援を行う必要があること。

④ 義務教育学校以外の教育課程の特例を活用する学校

第一2(5)③に記載している転出入する児童生徒へのきめ細かな対応については、義務教育学校に限らず、研究開発学校や教育課程特例校など教育課程の特例を活用する学校全般において留意すべきであること。

- 別添 1 学校教育法等の一部を改正する法律（条文）
- 別添 2 学校教育法等の一部を改正する法律（新旧対照表）
- 別添 3 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）
- 別添 4 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

〔参考〕 関係資料（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/1357987.htm

（トップ＞政策・審議会＞国会提出法律＞第 189 回国会における文部科学省成立法律（平成 27 年 1 月 26 日～）＞学校教育法等の一部を改正する法律を参照）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課

教育制度改革室義務教育改革係

電話 03-5253-4111（代表）

内線 2007, 3745

第2期教育振興基本計画 第1部 総論 概要

※教育振興基本計画、教育基本法第17条第1項に基づき政府が策定する、教育の振興に関する総合計画（第2期計画期間：平成25～29年度）

第2期教育振興基本計画 第1部 総論 概要

教育行政の4つの基本的方向性

1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で個人^{個人}の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
→ 学習を通じて多様な人が集い、協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

我が国を取り巻く危機的状況

相互に連関

○少子化・高齢化の進展

・生産年齢人口の減少（2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。）
・経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大
→ 社会全体の活力低下

○グローバル化の進展

・人・モノ・金・情報等の流動化
・「知識基盤社会」の本格的到来
・新興国の台頭等による国際競争の激化
・生産拠点の海外移転による産業空洞化
→ 我が国の国際的な存在感の低下

○雇用環境の変容

・終身雇用・年功序列等の変容
・企業内教育による人材育成機能の低下
→ 失業率、非正規雇用の増加

一方で...

【我が国の様々な強み】

○多様な文化・芸術や優れた感性
○勤勉性・協調性、思いやりの心
○科学技術、「ものづくり」の基盤技術
○基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
○人の絆

東日本大震災により一層の顕在化・加速化

○地域社会、家族の変容

・地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
・価値観・ライフスタイルの多様化
→ 個々人の孤立化、規範意識の低下

○格差の再生産・固定化

・経済格差の固定化→教育格差の再生産・固定化（同一世代内、世代間）
→ 一人一人の意欲減退、社会の不安定化

○地球規模の課題への対応

・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのようないくつかのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理（次頁参照）。

（共通理念）

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ 社会全体の「縦」の連携・協働
- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

（教育投資の在り方）

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・安全における教育費負担の軽減
 - ・家計・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）
- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

（危機回避シナリオ）

- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善（若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長）
- 社会全体の生産性向上（グローバル化に対応したイノベーションなど）
- 一人一人の絆の確保（社会関係資本の形成）
⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

【震災の教訓（危機打開に向けた手がかり）】

- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要なる力を身に付けられる環境
- 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

【第1期計画の評価】

- 第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成はいまだ途上。
 - ・様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
 - ・一方、コミュニティの協働による課題解決や、教育格差の問題など新たな視点も浮上。
- 背景には、
 - 「個々人の多様な強みを引き出すという視点」
 - 「学校段階間や学校・社会生活間の接続」
 - 「十分なPDCAサイクル」の不足など

創造

今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

自立・協働を通じて
更なる新たな価値を創造していくことのできる
生涯学習社会

協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

自立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会

(★成果指標の例、◆基本施策の例)

(基本的方向性)

(成果目標)

(基本施策)

1 社会を生き抜く力の養成

1 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）

⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

★国際的な学力調査でトップレベルに

- ★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など
- ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
- ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
- ◆高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
- ◆道徳教育の推進（「心のノート」の充実・配布、道徳の教科化の検討）
- ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- ◆教員の資質能力向上（養成・採用・研修の一体的な改革）
- ◆全国学力・学習状況調査（全数調査の継続実施）
- ◆子どもたちの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を含めた検討 など

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

- ★進路への意識向上や雇用状況（就職率、早期離職率等）の改善に向けた取組の増加（インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増）など
- ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実 ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
- ◆学生等への就職支援体制強化（就職・採用活動開始時期の変更等） ◆社会人（キャリアアップを目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性など）の学び直しの機会の充実 など

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

- ★大学の国際的な評価の向上 ◆英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加
- ★日本人の海外留学生数・外国人留学生数の増加 など
- ◆高校段階における早期卒業制度の検討 ◆外国語教育の強化や双方向の留學生交流（意欲と能力のある全ての若者に留学機会を実現等）・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
- ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

3 学びのセーフティネットの構築

6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

- ★経済状況によらない進学機会の確保
- ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など
- ◆各児童段階を通じて切れ目のない教育負担軽減（幼児教育の負担軽減・無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生等への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学校生への支援の充実）
- ◆挫折や困難を抱えた子ども、若者の学び直しの機会を充実 など

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

- ★全学区に学校と地域の連携・協働体制を構築 ◆コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大 ◆全学校等で評価、情報提供 など
- ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及 ◆大学等のセンター・オブ・コミュニティ構想（COC構想）の推進 ◆家庭教育支援体制の強化 など

2 課題探求能力の修得（大学～）

⇒ どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

★学生の学修時間の増加（欧米並みの水準） など

- ◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換（アクティブラーニング、教員サポート等）
- ◆大学情報の積極的発信
- ◆点からプロセスによる質保証を重視した高大接続（高校段階での到達度テストの結果の活用を含め、志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換） など

3 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）

⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ◆学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進
- ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進（評価・情報公開の仕組みの構築、普及、教育支援人材の認証制度の推進など） など

4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革 ◆きめ細かで質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備 ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備 ◆私立学校の振興 ◆社会教育推進体制の強化 など

東日本大震災からの
復旧・復興支援

第2期教育振興基本計画における成果目標や基本施策の体系イメージ

生涯学習(社会教育・家庭教育等)		義務教育		就学前	
学校教育		高等学校等		大学等	

I 4つの基本的方向性に基づく方策 (1) 社会を生き抜く力の養成	教育内容・方法、 教職員(質)	成果目標1：生きる力の確実な育成				成果目標2：課題探究能力の修得	成果目標3：自立・協働 創造に向けた力の修得	
		【施策1】教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、復興教育等				【施策8】大学教育の質的転換 教学マネジメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、 学修支援環境の整備(ITA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、 図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等	【施策11】 現代的・社会的課題に対応した学習等 男女共同参画学習 人権 環境 消費者 防災に 関する学習 自立した高齢者を送るための学習、 持続可能な社会のための教育(SD)、 体験活動・読書活動 等	
		【施策2】豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ・暴力行為、体験活動等						
		【施策3】健康やかな体の育成 学校保健、学校給食、食育、スポーツ等						
		【施策4】教員の資質能力向上 養成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等						
		【施策5】幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、 幼児教育・保育の総合的提供 等						
		【施策6】特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども、帰国児童生徒・外国人の子どもへの教育環境の整備 等				【施策12】 学習の質の保証、学習成果の評価・活用		
		【施策7】検証改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み 等						
		【施策9】教育の質保証 大学情報の発信、大学評価改善 等						
		【施策10】柔軟な教育システムの構築 学校段階間の連携・接続、学制の在り方の検討、点からプロセスによる質保証(入試改革等) 等						
質保証	キャリア・職業教育、 就職支援	成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等						
II 4つの基本的方向性 を支える環境整備	ガバナンス 基盤整備	成果目標5：社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成				成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会の確保	成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保	
		【施策13】キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校段階的な職業教育の推進、社会人が学びやすい学習システムの構築、学生への就職支援体制強化 等				【施策21】COC構想 地域コミュニティの中核的存在としての大学機能強化 等 学校支援地域本部・放課後子ども教室、学校・公民館等を拠点にした地域コミュニティ形成、地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール等)、地域スポーツクラブ育成、大学等における生涯学習機能の強化 等	【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進 等	
		【施策14】多様な高度な学習機会等の確保 高度機能強化、SSH、科学の甲子園 等						
		【施策15】卓越した教育研究拠点の形成 大学院の機能強化 等						
		【施策16】外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化 外国語教育の技術的強化、留学支援、秋入学生に係る環境整備を含む大学等の国際化に向けた支援 等						
		【施策17】教育費負担の軽減 幼児教育無償化への取組、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、奨学金の充実、授業料減免 等						
		学習支援、再チャレンジ	安全・安心	【施策18】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地等地域等の学習環境整備、学校とハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携 等				成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成
		【施策19】教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保 学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策、安全教育の推進、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 等						
		【施策20】活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備 学校支援地域本部・放課後子ども教室、学校・公民館等を拠点にした地域コミュニティ形成、地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール等)、地域スポーツクラブ育成、大学等における生涯学習機能の強化 等						
		【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革						
【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学校現場及び教職員配置の適正化 等								
【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館 等								
【施策26】大学におけるガバナンスの機能強化								
【施策27】大学の機能強化(機能別分化)の推進								
【施策28】大学等の財政基盤の確立・施設整備 国立大学運営費交付金や私学助成の確実な措置、戦略的な施設整備 等								
【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実 等								
【施策30】社会教育推進体制の強化 地域の様々な主体との連携・協働による地域課題解決への支援								
※成果目標1～8の全体に関係								
【施策31】東日本大震災からの復旧・復興支援								

資料4 ■委員名簿

	氏 名	職 名
委 員 長	竹 内 道 則	教 育 部 長
副 委 員 長	指 田 和 浩	指 導 課 長
委 員	大 杉 洋	教育企画課長
委 員	木 下 雅 雄	統括指導主事
委 員	小 澤 泰 斗	指 導 主 事
オブザーバー	宮 崎 活 志	教 育 長

資料5 ■これまでの協議内容について

名 称	日 時	討 議 内 容 等
第1回 小中連携教育推進委員会	平成27年6月10日（水）	○平成26年度の各中学校を中心とした小中連携事業の実施状況について
第2回 小中連携教育推進委員会	平成27年6月26日（金）	○武蔵野市における児童・生徒の現状と課題について
第3回 小中連携教育推進委員会	平成27年8月25日（火）	○武蔵野市における「小中一貫教育」の方向性について ○義務教育学校について
第4回 小中連携教育推進委員会	平成27年9月28日（月）	○武蔵野市における「小中一貫教育」のねらい、推進の手だてについて ○義務教育学校の設置（案）について
第5回 小中連携教育推進委員会	平成27年11月19日（木）	○武蔵野市義務教育学校に付与すべき教育指導の特色案について
第6回 小中連携教育推進委員会	平成27年12月18日（金）	○報告書（案）について
第7回 小中連携教育推進委員会	平成27年12月22日（火）	○報告書（案）について
第8回 小中連携教育推進委員会	平成28年1月28日（木）	○報告書（案）について

○関連した会議について

名 称	日 時	討 議 内 容 等
市長・教育長会議	平成27年9月29日（火）	○学校施設改修に係る意見交換
教育委員との懇談会	平成27年10月8日（木）	○武蔵野市における小中連携教育・小中一貫教育について意見交換
小中連携教育勉強会	平成27年10月21日（水）	○小中連携教育の推進と実際について 講師 元品川区小中一貫教育 担当課長 和氣 正典 先生
市長・教育長会議	平成27年10月28日（水）	○武蔵野市における小中連携教育・小中一貫教育について意見交換

資料6 ■「平成 25・26 年度 全国学力・学習状況調査」における児童質問紙及び生徒質問紙結果（抜粋）

(2) 全国学力・学習状況調査結果から

①国語、算数・数学、総合的な学習の時間

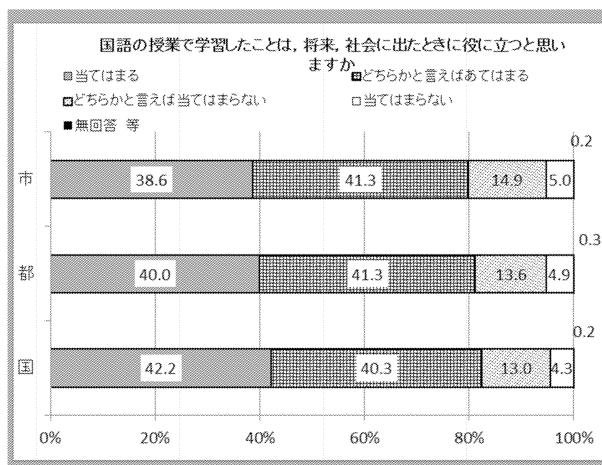
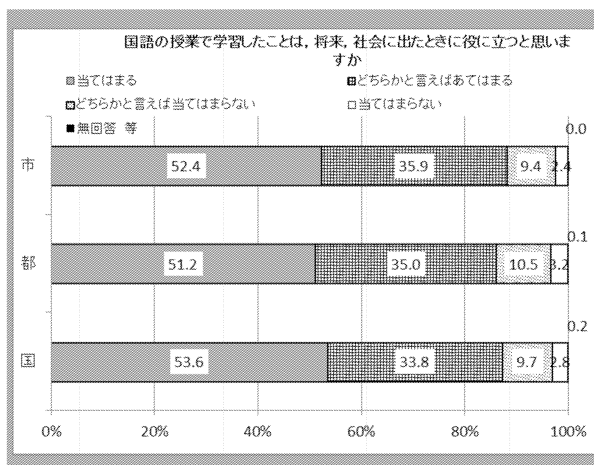
ア 小・中学校の比較

小学校

中学校

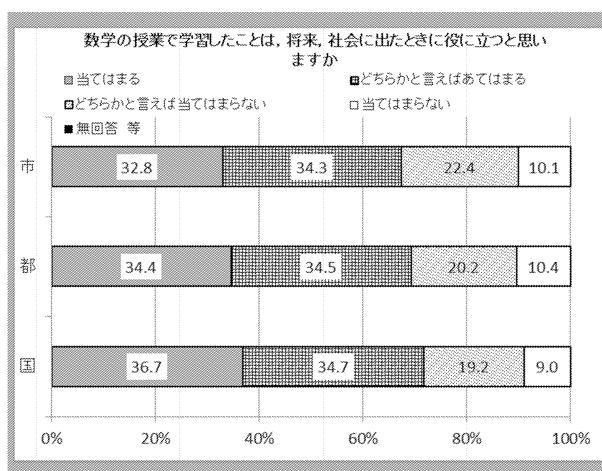
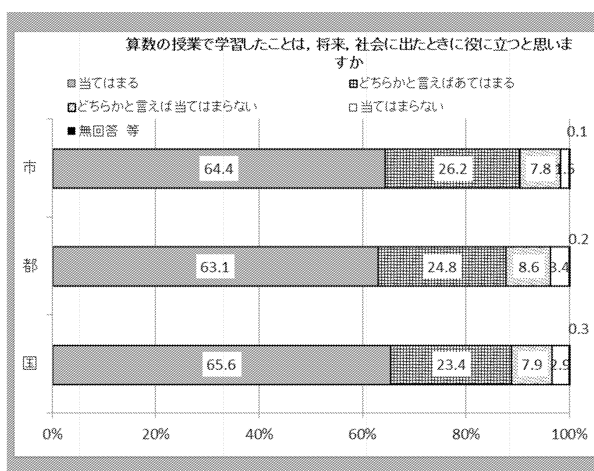
国語

授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つか。

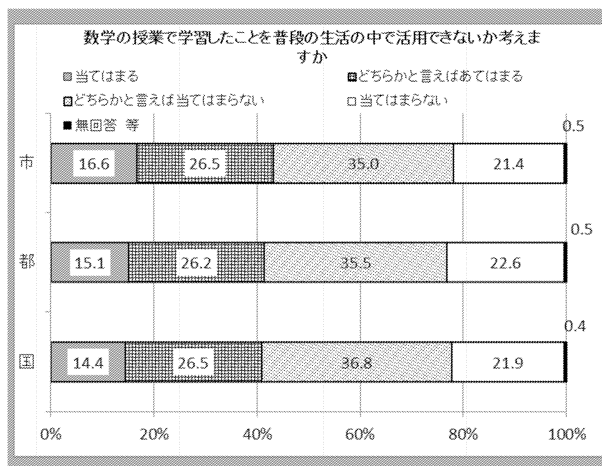
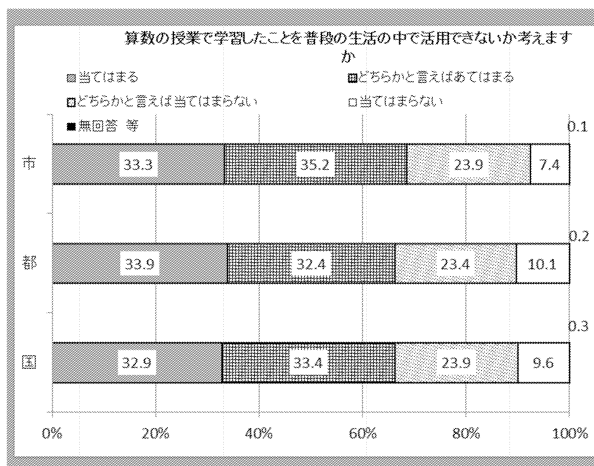


算数・数学

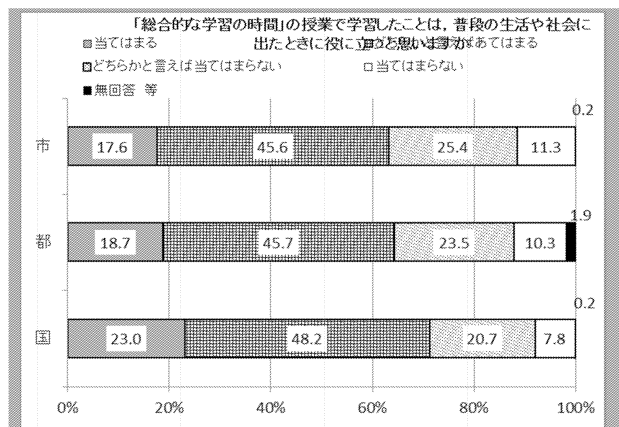
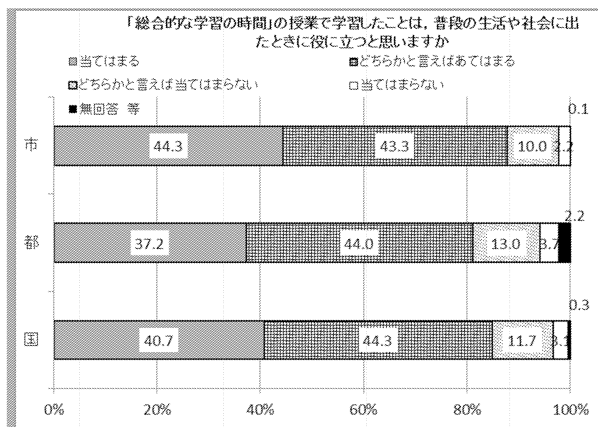
授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つか。



授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えるか。



授業で学習したことは、普段の生活や社会に出たときに役に立つと思うか。



<分析>

- 小学校と中学校を比べて、「国語」「算数・数学」「総合的な学習の時間」すべてで、中学校の方が、「社会に出てから役に立つ」について「あてはまる」「どちらかといえば当てはまる」と思う生徒の割合が少なくなる。
- 小学校と中学校を比べて、「総合的な学習の時間」の授業で学んだことの「普段の生活の中での活用」については、中学校の方が普段の生活での活用を考える割合が少なくなる。
- 中学校では、「数学」「総合的な学習の時間」については、「役に立つ、どちらかといえば役に立つ」の割合が、全国及び東京都よりも低くなる。

イ 経年比較

<小学校>

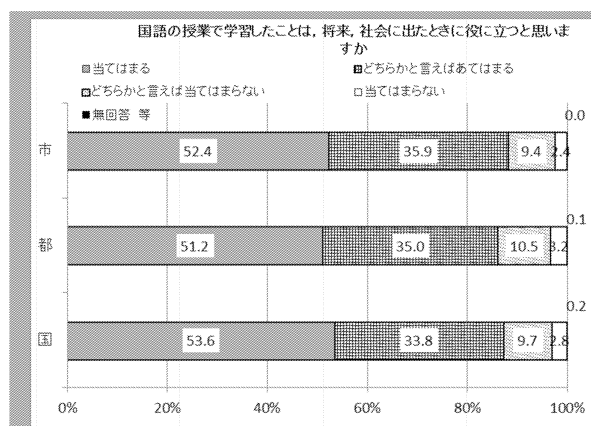
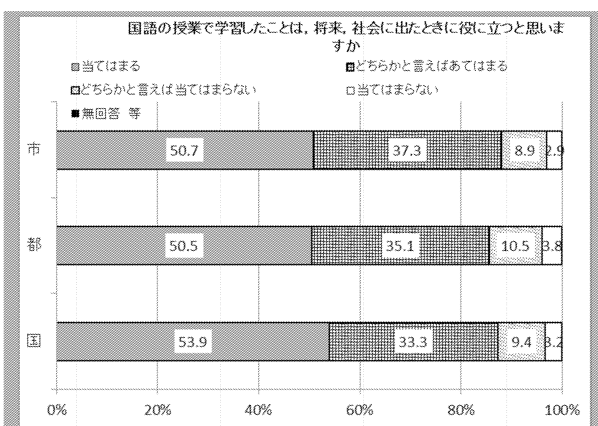
小

平成 25 年度

平成 26 年度

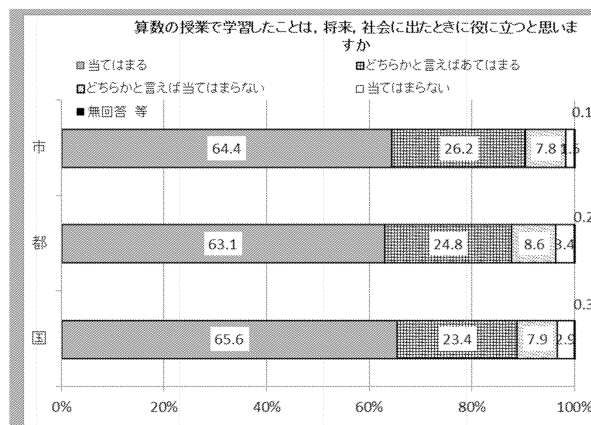
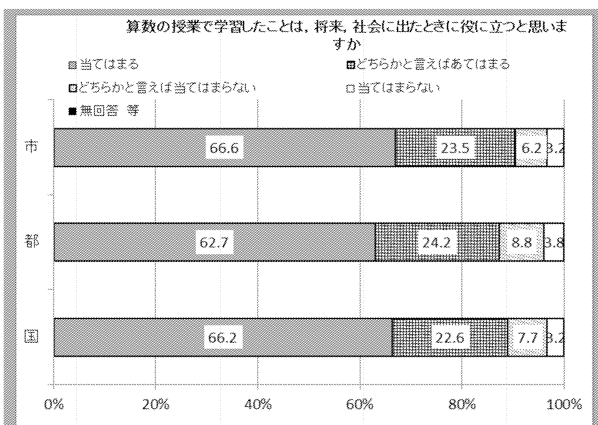
授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つか。

国語

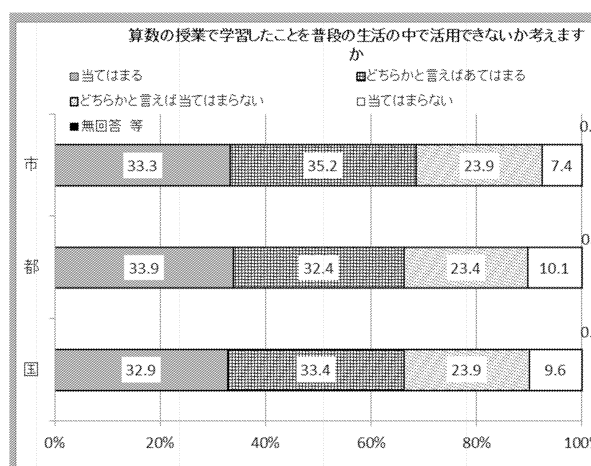
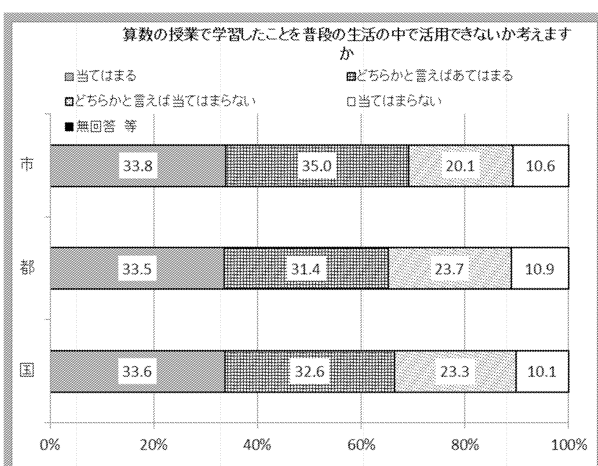


授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つか。

算数



授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えるか。



<分析>

○25年度と26年度を比べて、国語、算数ともに「授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つか」の市の割合は、ほとんど変わらない。

○25年度と26年度の「普段の生活の中で活用できないか」の市の割合は、ほとんど変わらず、全国や東京都と比べて高い。

＜中学校＞

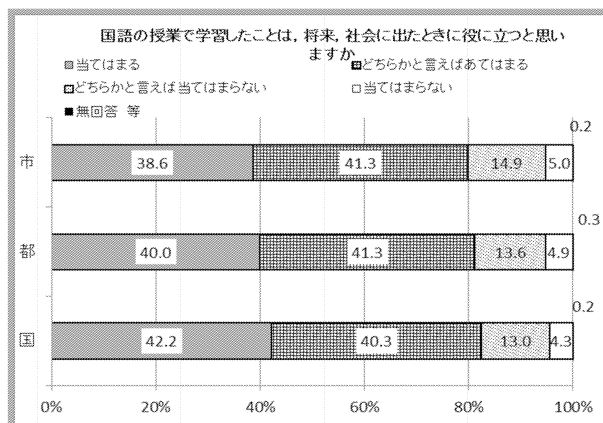
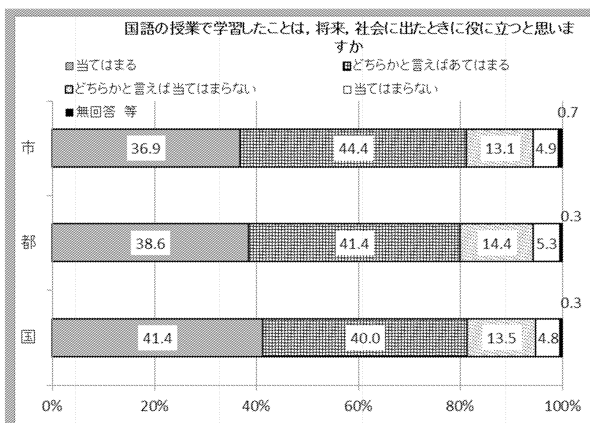
中

平成 25 年度

平成 26 年度

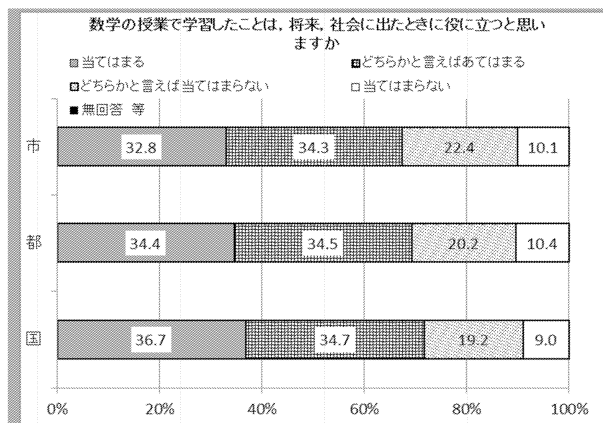
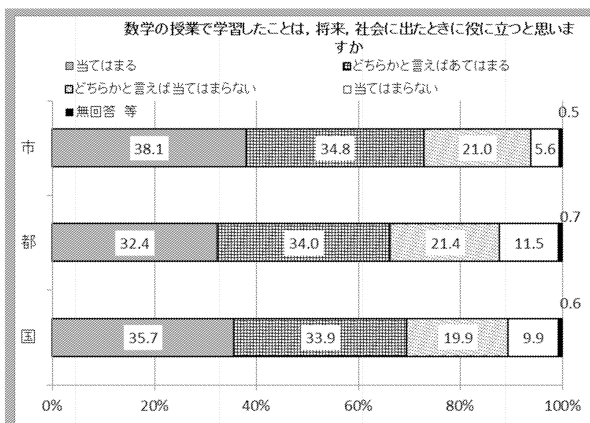
授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つか。

国語

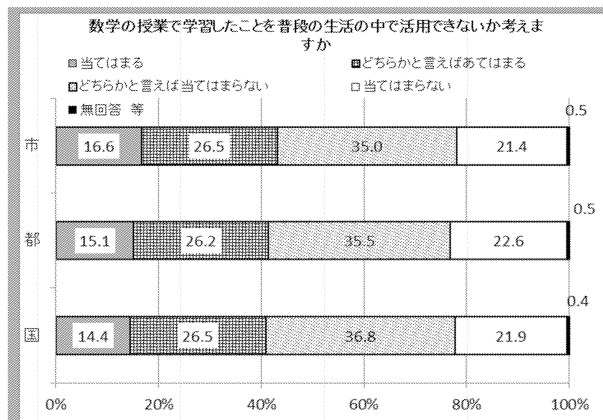
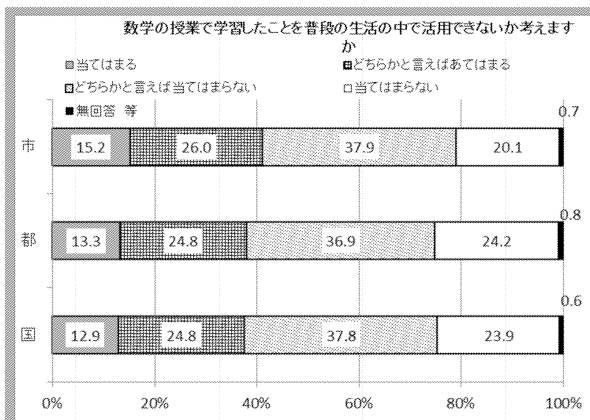


授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つか。

数学



授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えるか。



＜分析＞

- 25 年度と 26 年度を比べて、国語の「授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つか」の市の割合は、ほとんど変わらない。
- 25 年度と 26 年度を比べて、数学の「授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つか」の市の割合は、26 年度の方が若干低い。
- 25 年度と 26 年度を比べて、数学の「授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考える」の市の割合は、ほとんど変わらない。その割合は、全国及び東京都よりも高い傾向にある。

②自己肯定感、夢や希望

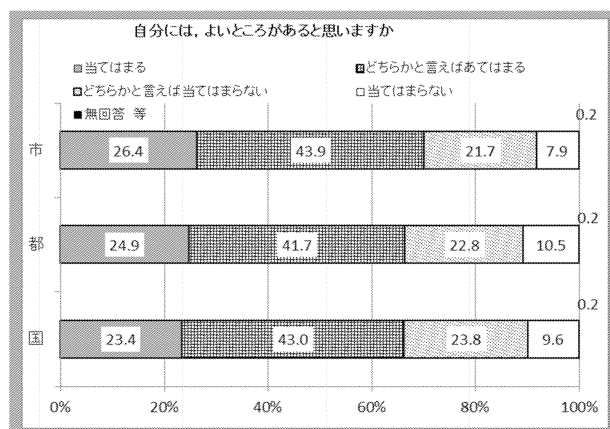
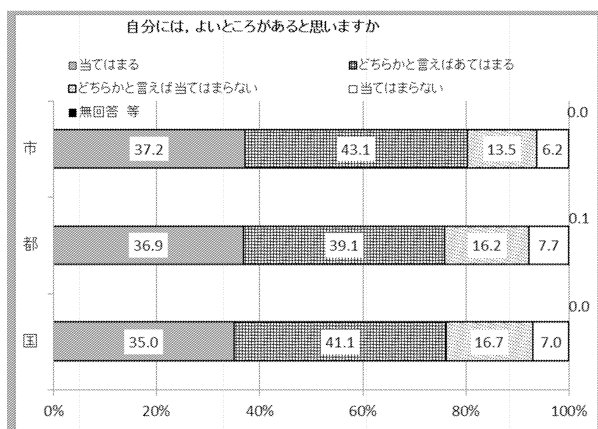
ア 小・中学校の比較

小学校

中学校

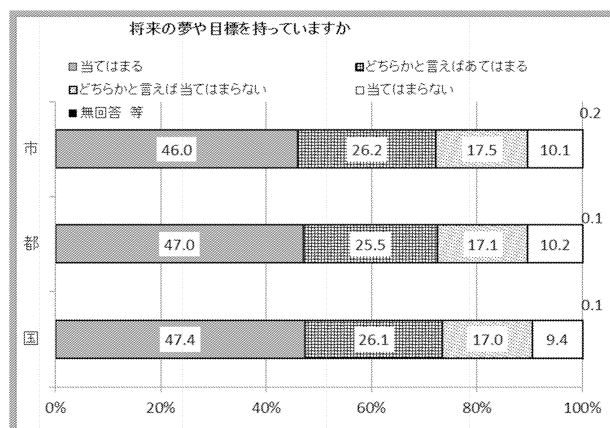
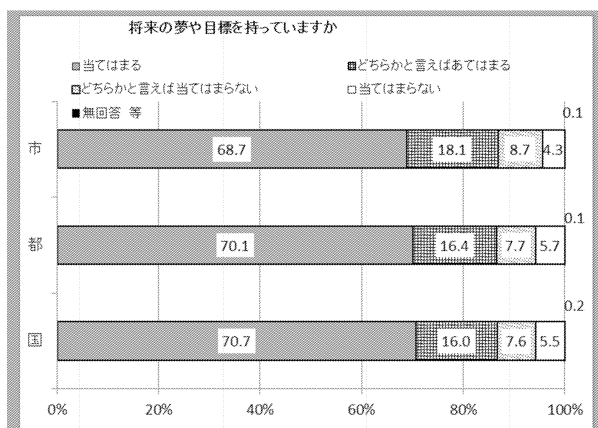
自分にはよいところがあるか。

自己肯定感



将来の夢や希望をもっているか。

夢や希望



<分析>

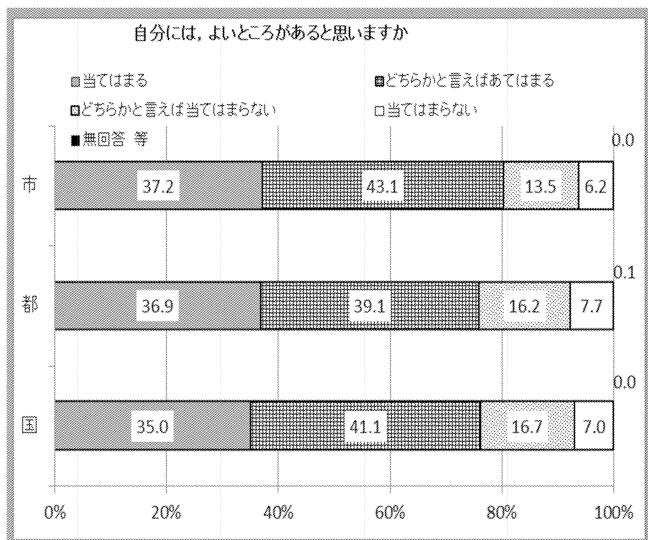
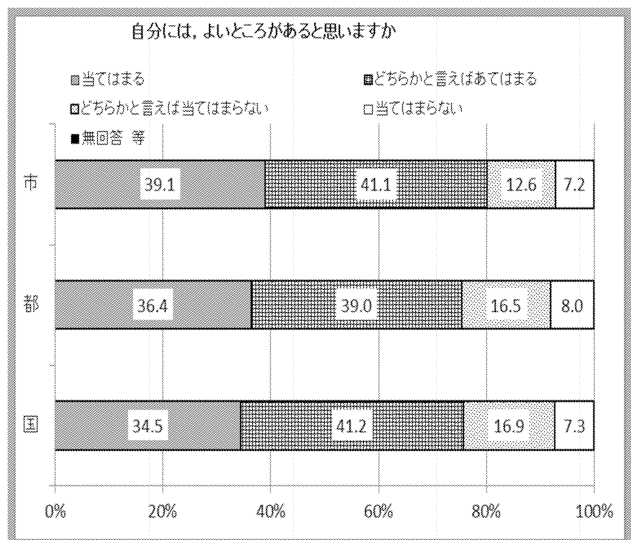
- 中学校になると、自分のよいところを「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と思う割合が少なくなる。
- 中学校になると、夢や希望をもつについて「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答える生徒の割合が小学校(約85%)から約70%と少なくなる。

イ 経年比較
 <小学校>

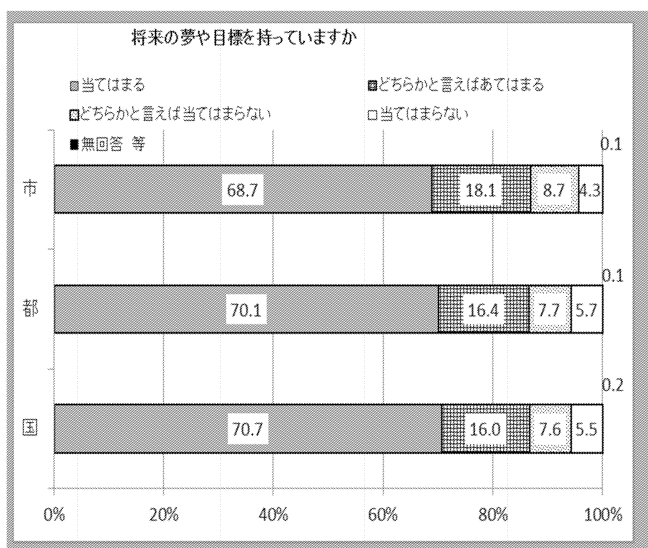
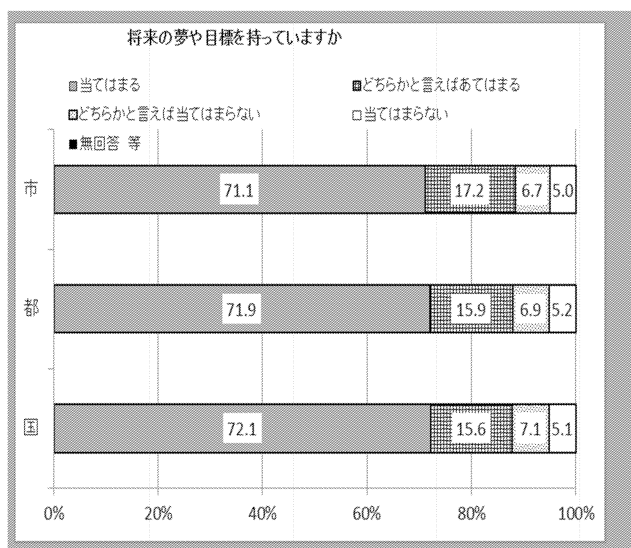
平成 25 年度

平成 26 年度

自分にはよいところがあるか。



将来の夢や希望をもっているか。

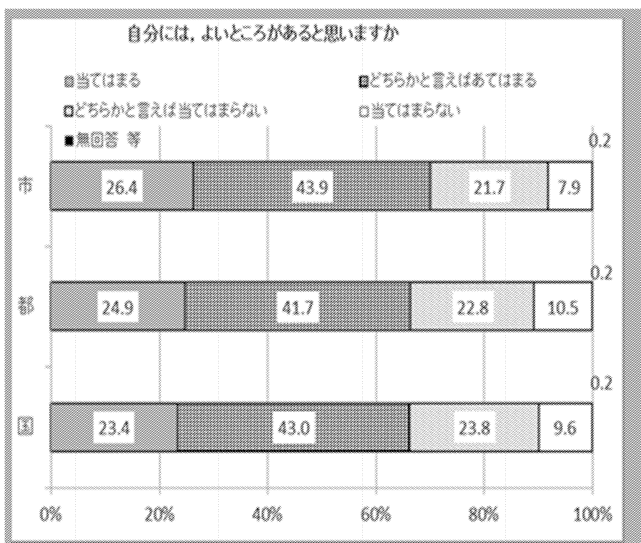
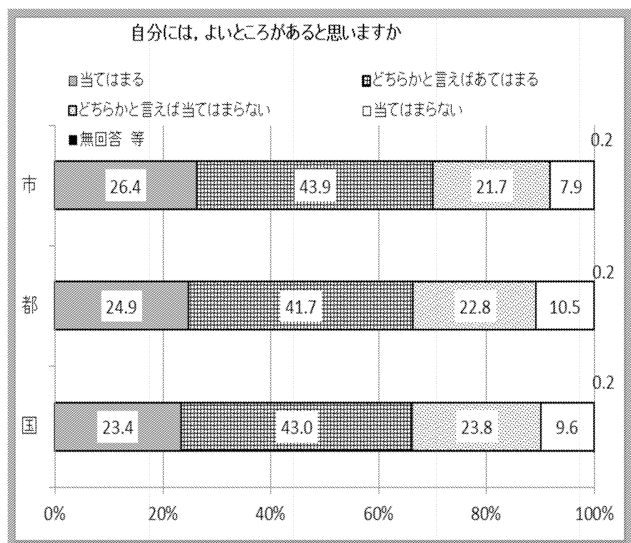


<中学校>

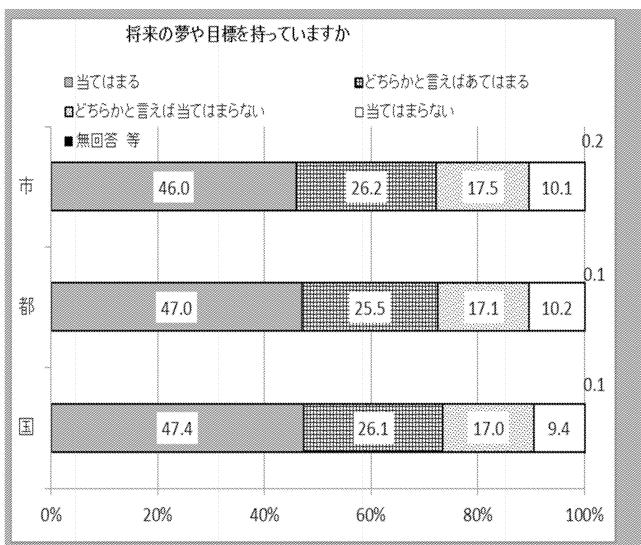
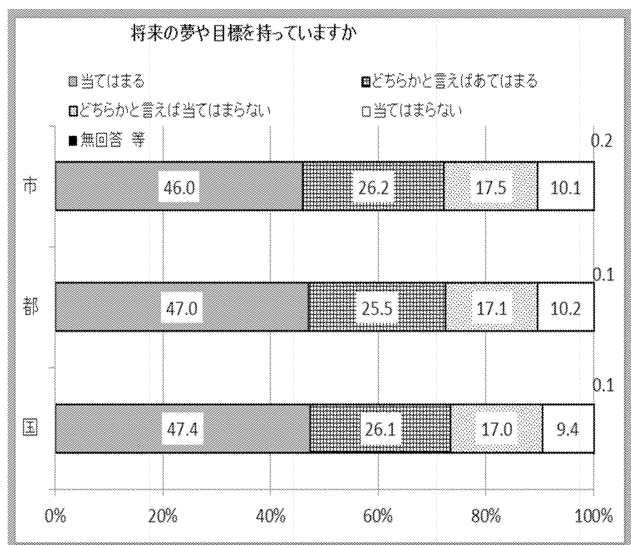
平成 25 年度

平成 26 年度

自分にはよいところがあるか。



将来の夢や希望をもっているか。



<分析>

- 小学校と中学校を比べて、どれも、中学校の方が、「自分には良いところがある」と思う生徒の割合が少ない。
- 小学校も中学校も「将来の夢や希望」については、25 年度、26 年度ともに全国及び東京都より割合が低いという傾向は変わらない。
- 小学校の「将来の夢や希望」は、26 年度の方が、25 年度より低い。

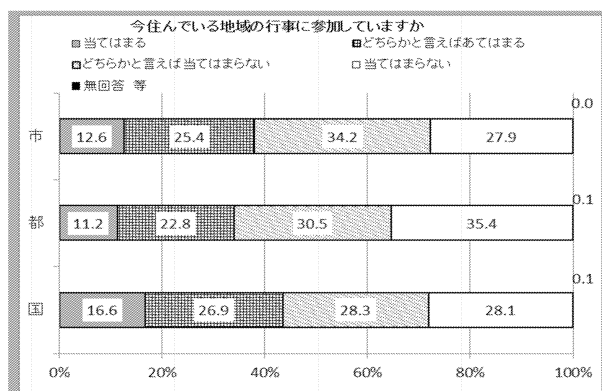
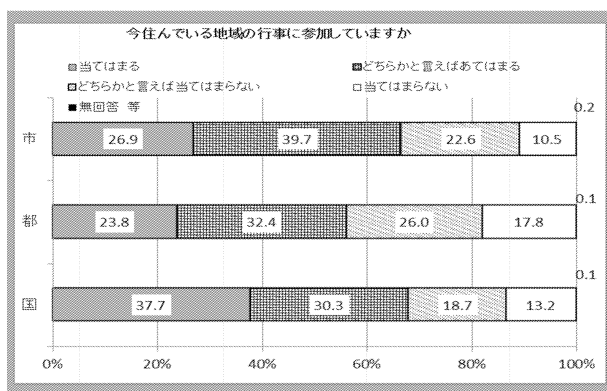
③地域や社会とのかかわりについて ア 小・中学校の比較

小学校

中学校

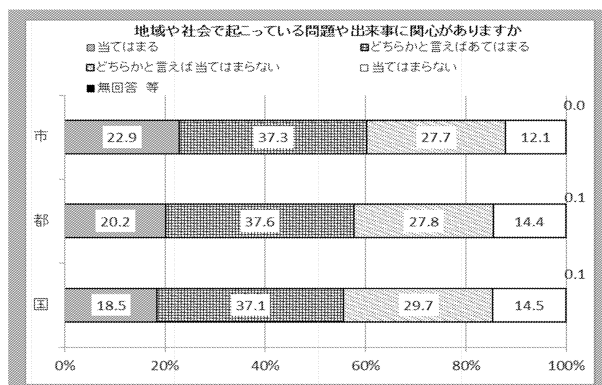
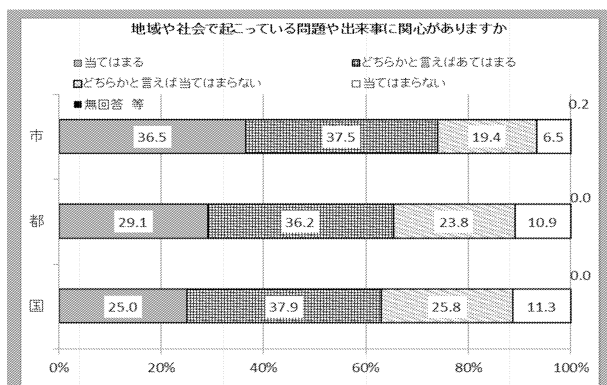
今住んでいる地域の行事に参加しているか。

地域行事への参加



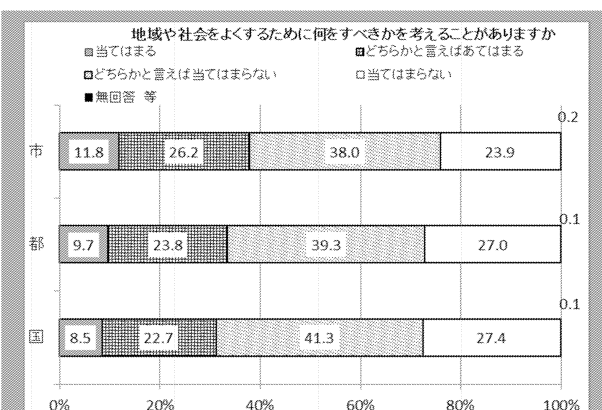
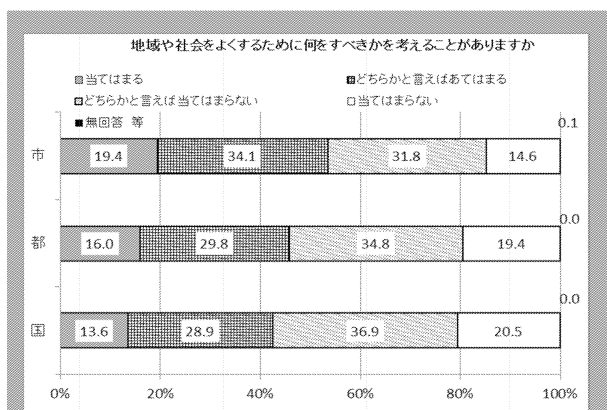
地域や社会で起こっている出来事に関心があるか。

地域や社会への関心



地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあるか。

自分と地域とのかかわり



<分析>

- 「地域への参加」は、小学校、中学校ともに東京都の割合と比べると高いが、全国の割合と比べて低くなっている。
- 「地域や社会で起こっている出来事」及び「地域や社会をよくするために何をすべきか考えること」は、小学校及び中学校ともに東京都、全国の割合より高くなっている。
- 小学校と中学校を比べて、小学校の地域への参加の意識は高い。
- 小学校と中学校どちらも「地域や社会のために何をすべきか考える」ことについては、全国及び東京都より高い。

イ 経年比較
＜小学校＞

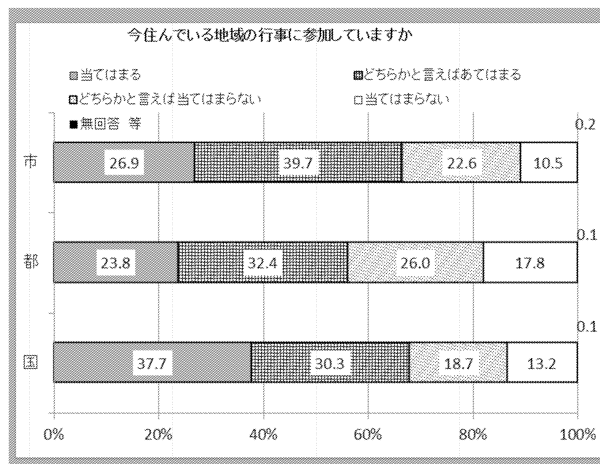
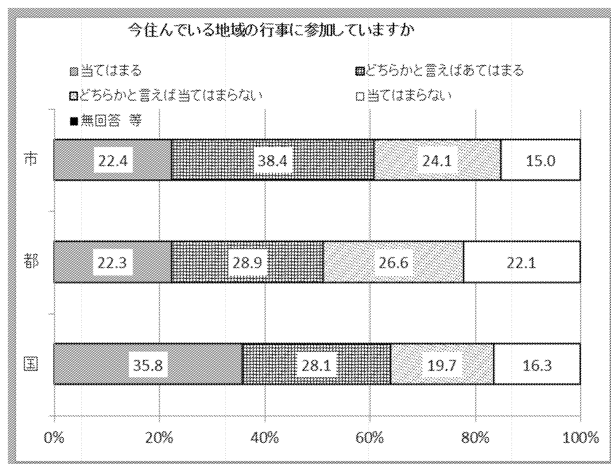
小

平成 25 年度

平成 26 年度

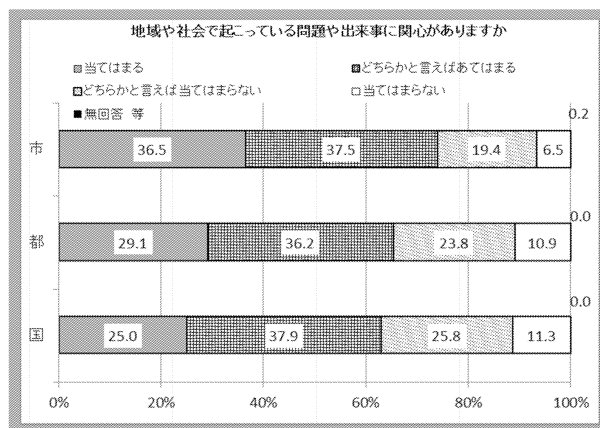
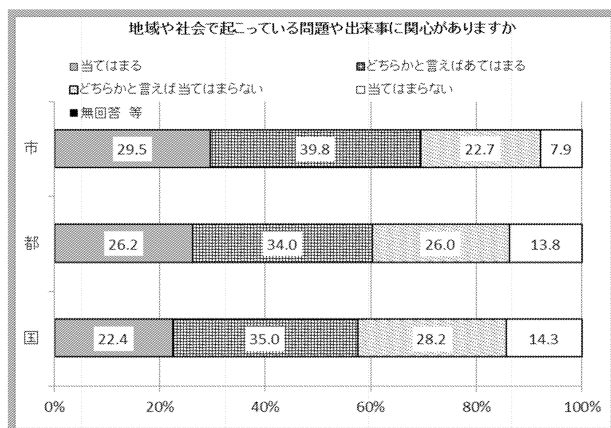
今住んでいる地域の行事に参加しているか。

地域行事への参加



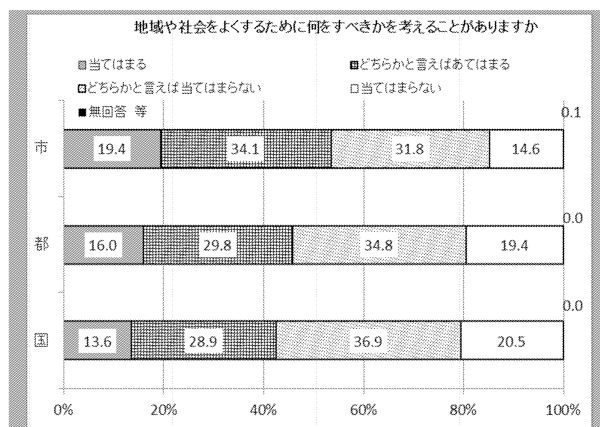
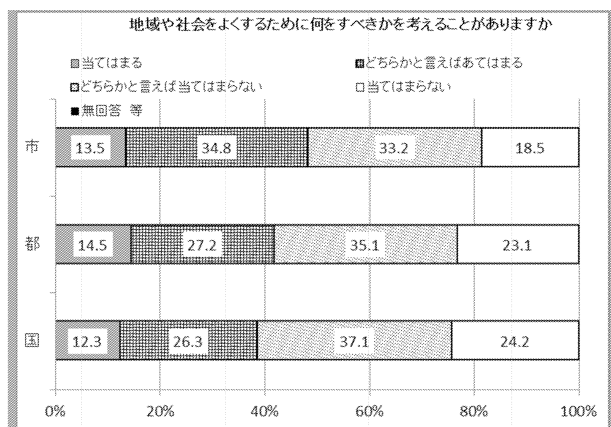
地域や社会で起こっている出来事に関心があるか。

地域や社会への関心



地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあるか。

自分と地域とのかわり



＜分析＞

- 25 年度、26 年度ともに、「地域の行事」への参加は、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の割合は、東京都よりは高く、全国よりは低い。
- 「地域や社会で起こっている出来事への関心」及び「地域や社会をよくするために何をすべきか考えること」は、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の割合が、東京都及び国よりも高い。

<中学校>

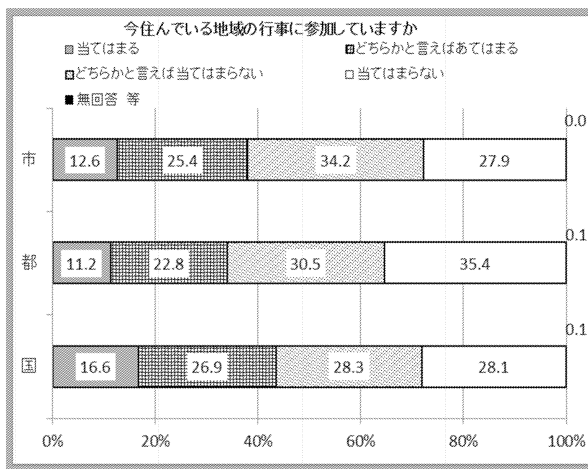
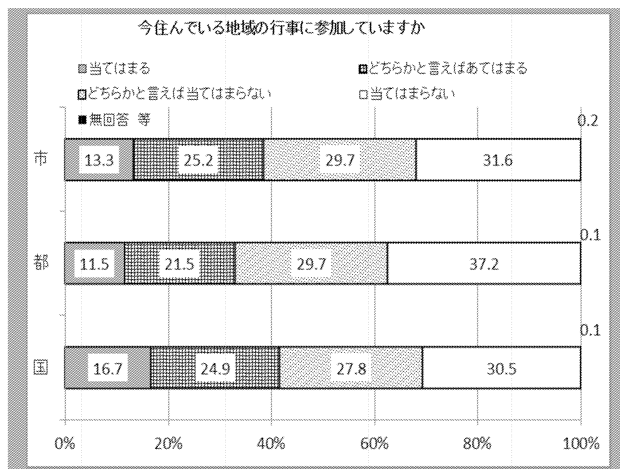
中

平成 25 年度

平成 26 年度

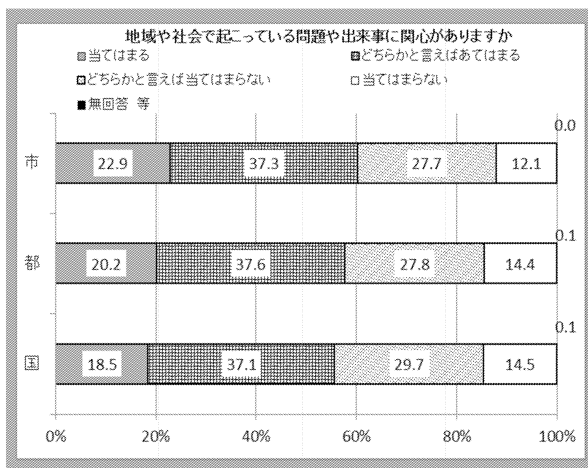
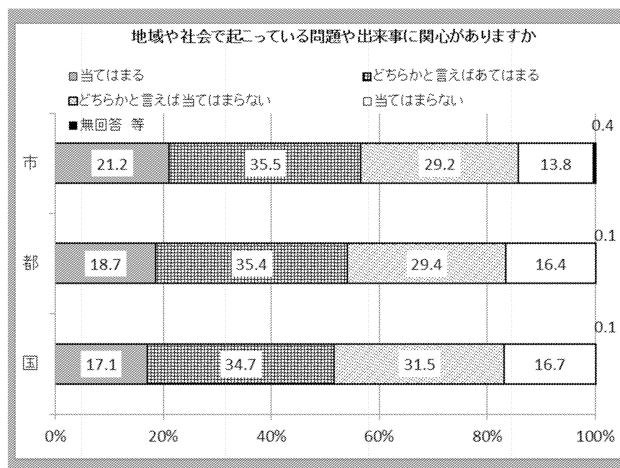
今住んでいる地域の行事に参加しているか。

地域行事への参加



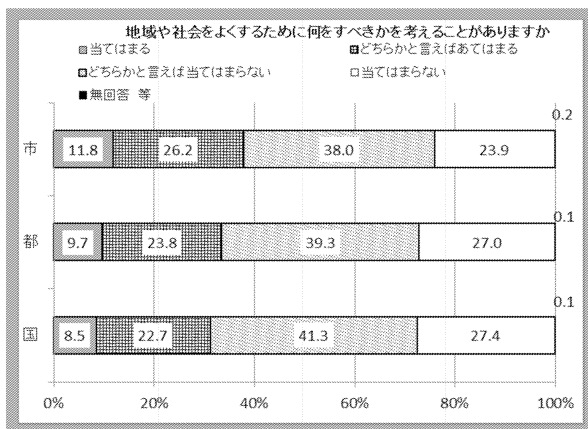
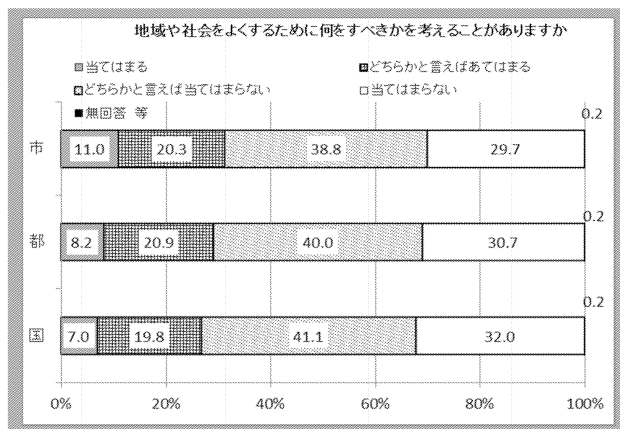
地域や社会で起こっている出来事に関心があるか。

地域や社会への関心



地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあるか。

自分と地域とのかわり



<分析>

- 25 年度、26 年度ともに、「地域の行事」への参加は、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の割合は、全国の割合と同じ程度になる。
- 「地域や社会で起こっている出来事への関心」、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えること」は、どちらも「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」が、東京都及び国よりも高い。

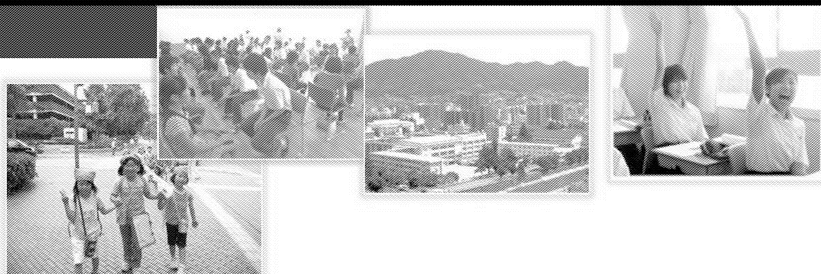
資料7 ■Ⅶ 施設形態×小中一貫教育の成果

「小中一貫教育等についての実態調査の結果」（中央教育審議会 初等中等教育
分科会小中一貫教育特別部会 平成26年9月19日）（抜粋）

平成26年9月19日
初等中等教育分科会
小中一貫教育特別部会
資料3

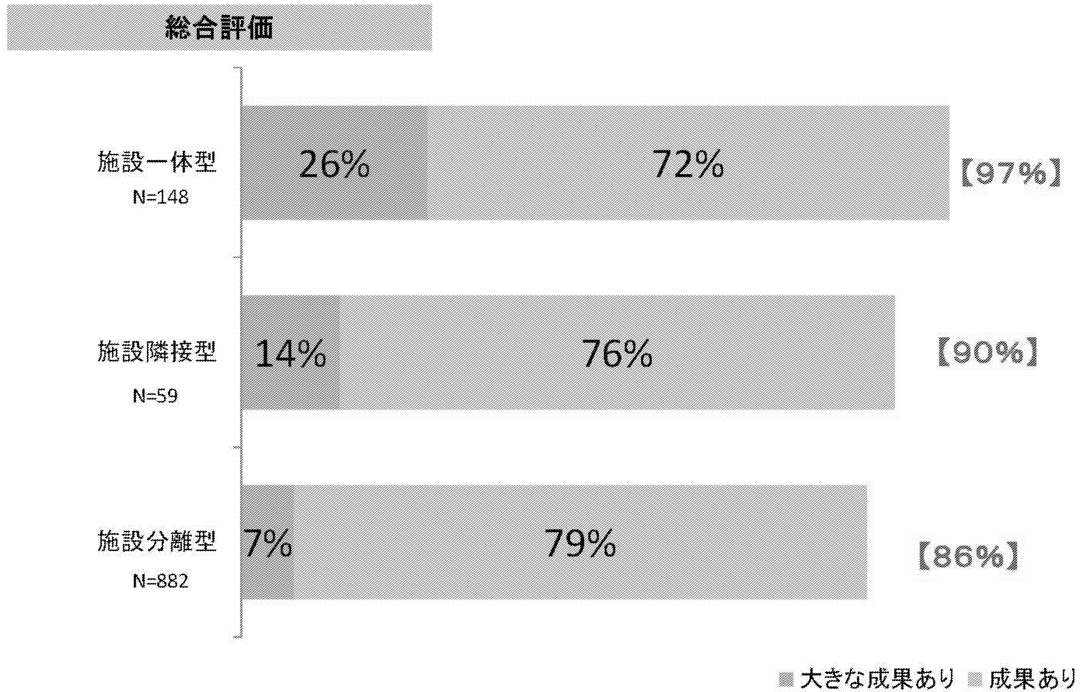


小中一貫教育等についての実態調査の結果

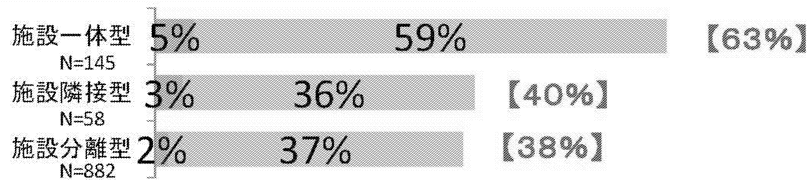


文 部 科 学 省
初 等 中 等 教 育 局

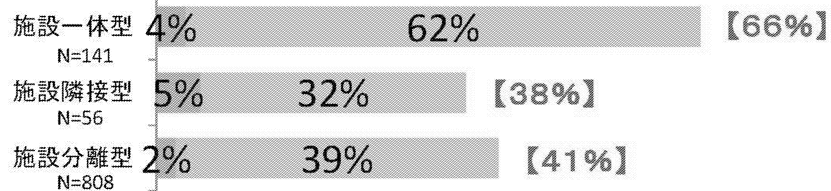
施設形態 × 小中一貫教育の成果



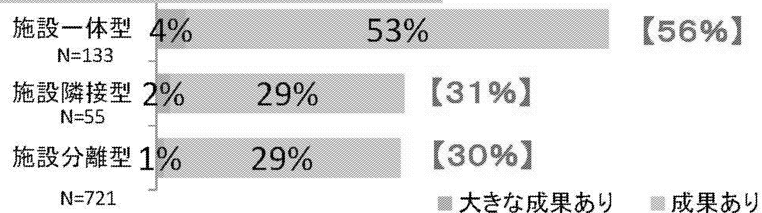
①全国学力・学習状況調査の結果が向上した



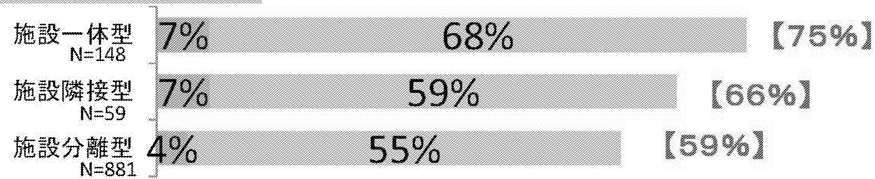
②都道府県又は市町村独自の学力調査の結果が向上した



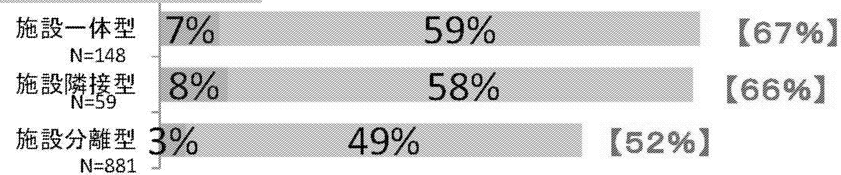
③民間の標準学力検査の結果が向上した



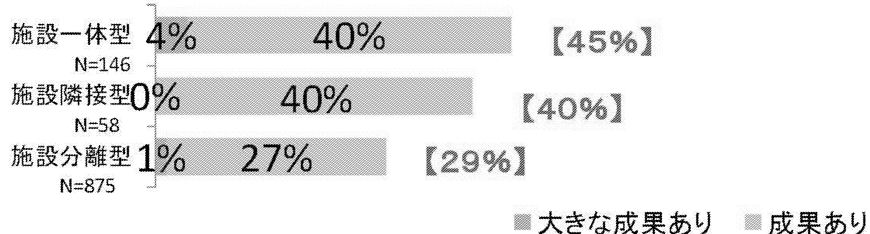
④学習習慣の定着が進んだ



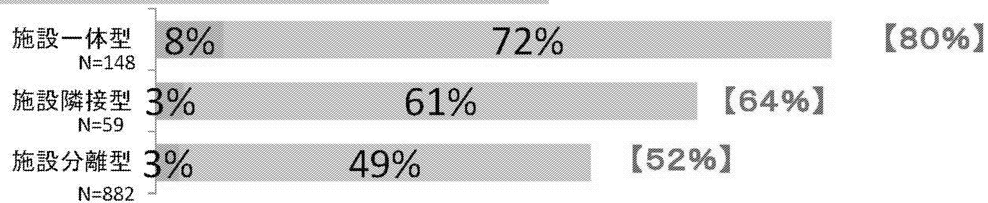
⑤生活リズムが改善した



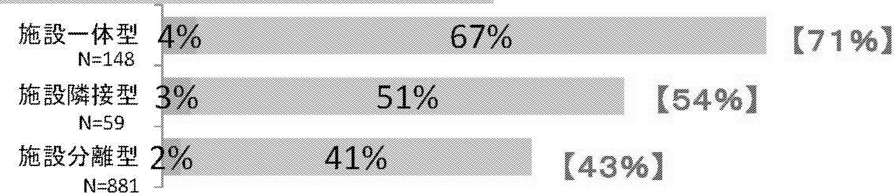
⑥全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が向上した



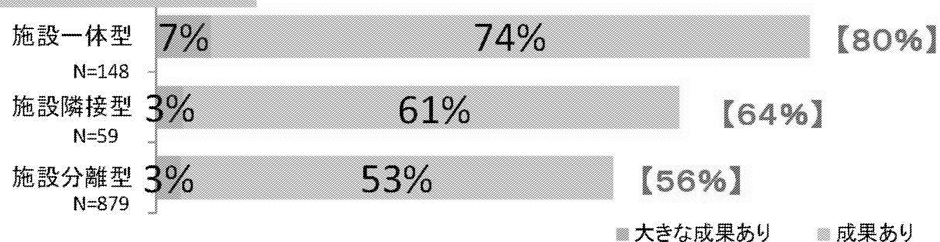
⑦授業が理解できると答える児童生徒が増えた



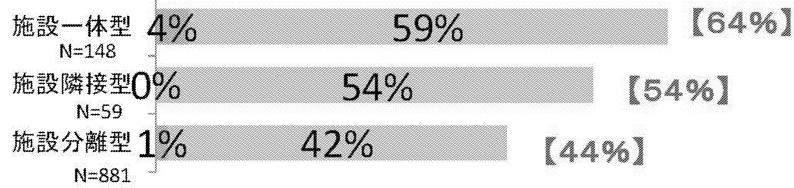
⑧勉強が好きと答える児童生徒が増えた



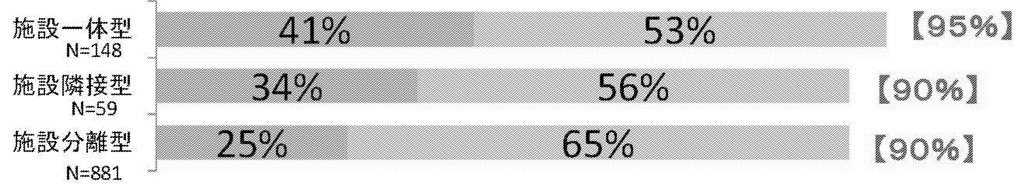
⑨学習意欲が向上した



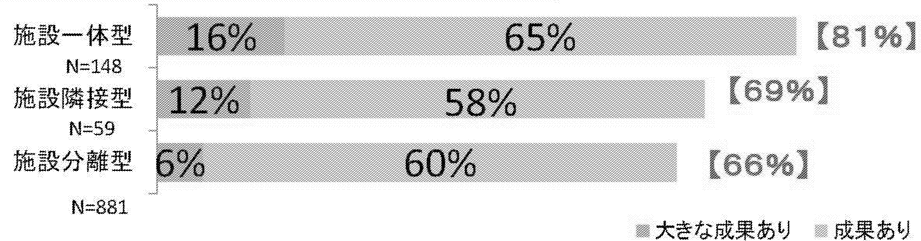
⑩学習に悩みを抱える児童生徒が減少した



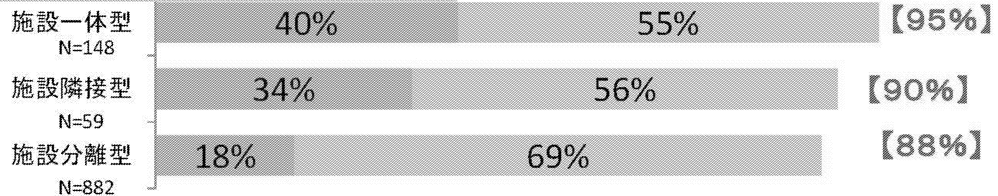
⑪中学校への進学に不安を感じる児童が減少した



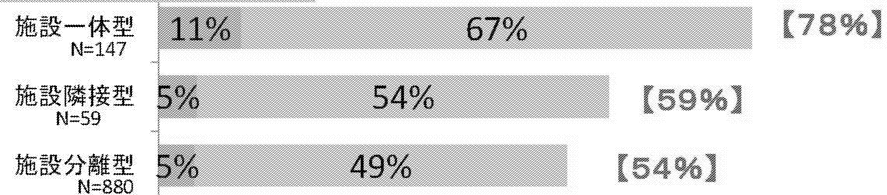
⑫児童生徒の学校生活への満足度が高まった



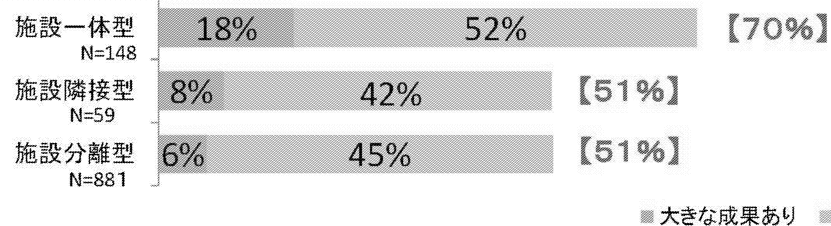
⑬いわゆる「中1ギャップ」が緩和された



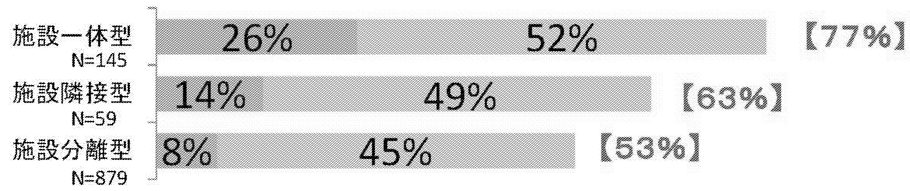
⑭いじめの問題等が減少した



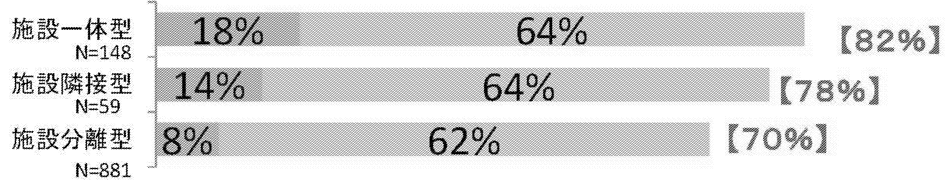
⑮不登校が減少した



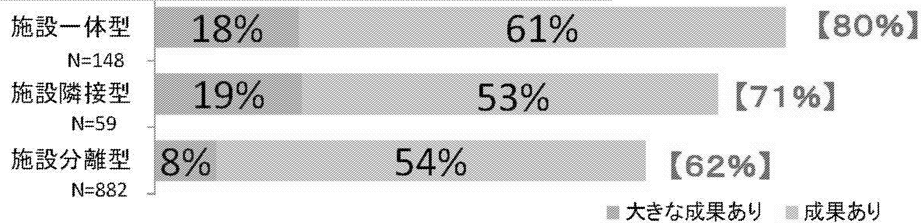
⑩暴力行為の発生件数が減少した



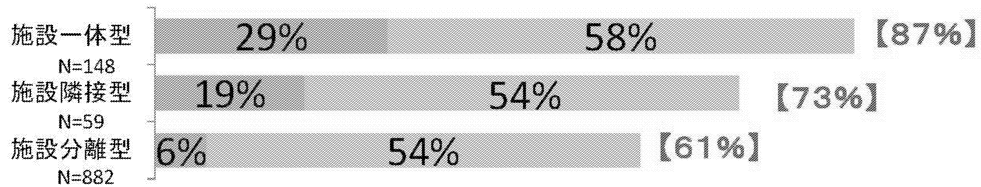
⑪学習規律・生活規律の定着が進んだ



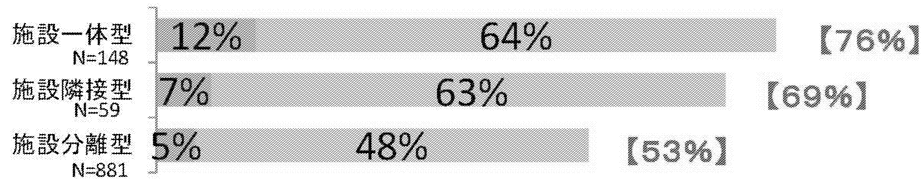
⑫児童生徒の規範意識が高まった(子供が落ち着いた)



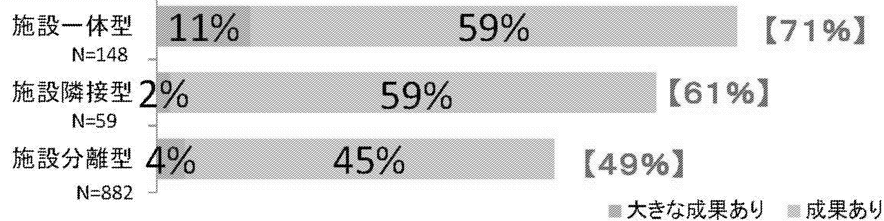
⑬児童生徒に思いやりや助け合いの気持ちが育まれた



⑭児童生徒の自己肯定感が高まった



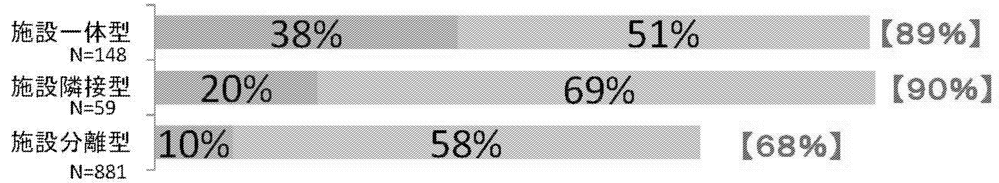
⑮児童生徒のコミュニケーション能力が高まった



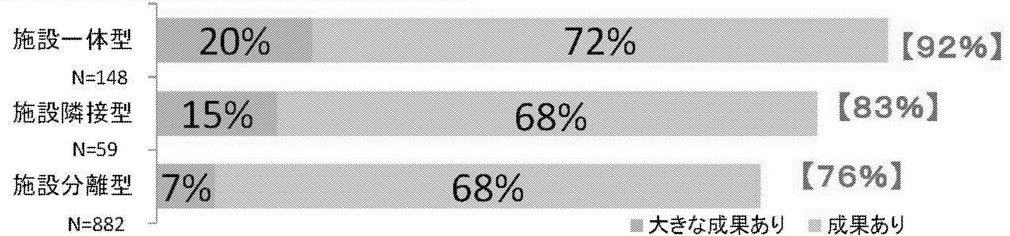
②② 上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった



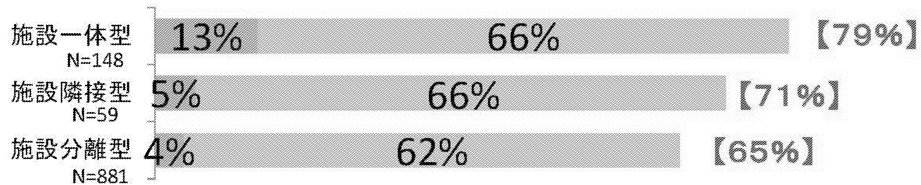
②③ 下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まった



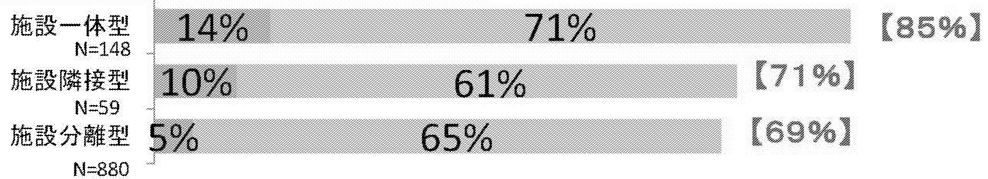
②④ 教員の指導方法の改善意欲が高まった



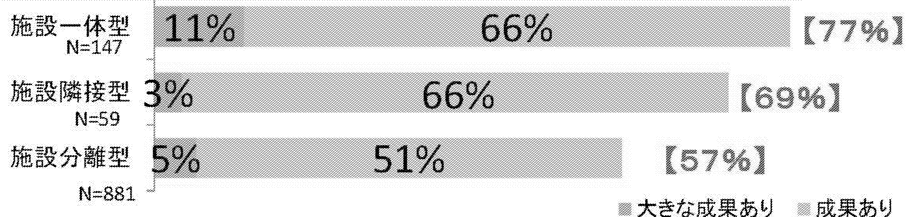
②⑤ 教員の生徒指導力の向上につながった



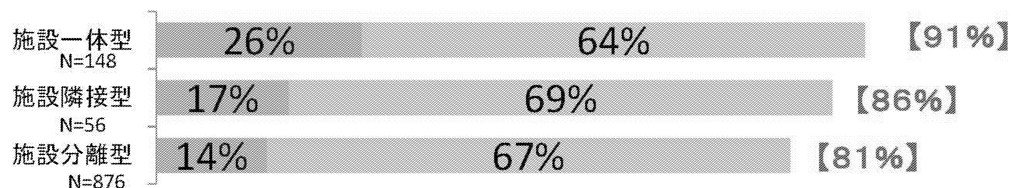
②⑥ 教員の教科指導力の向上につながった



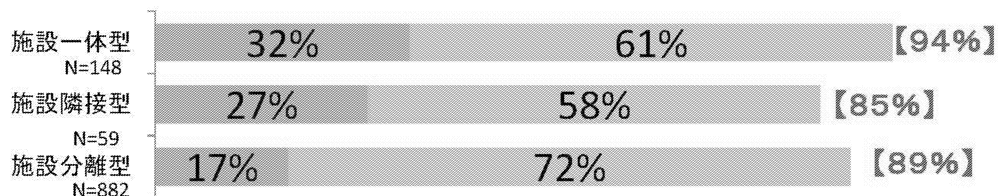
②⑦ 養護教諭、栄養教諭、学校事務職員などの資質能力が向上した



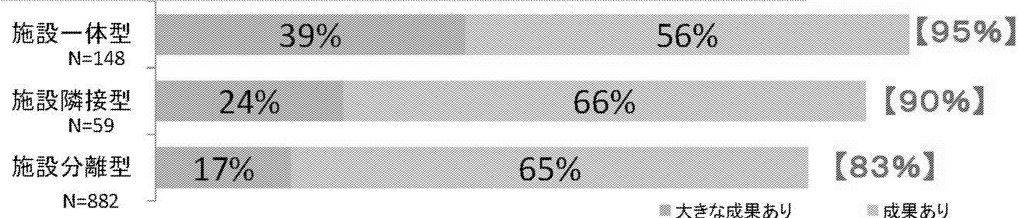
⑳ 小学校教職員の間で基礎学力保障の必要性に対する意識が高まった



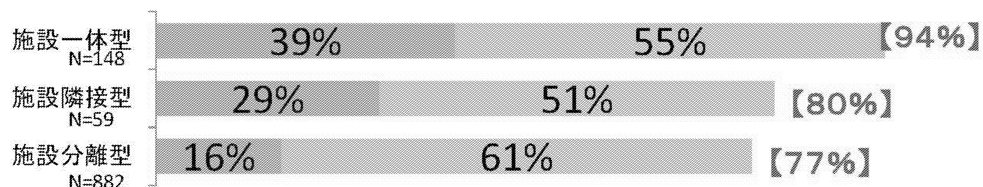
㉑ 小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった



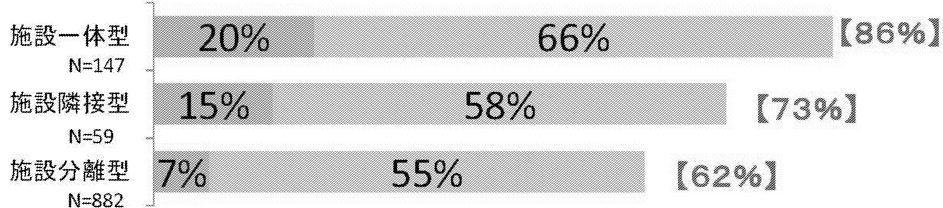
㉒ 小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった



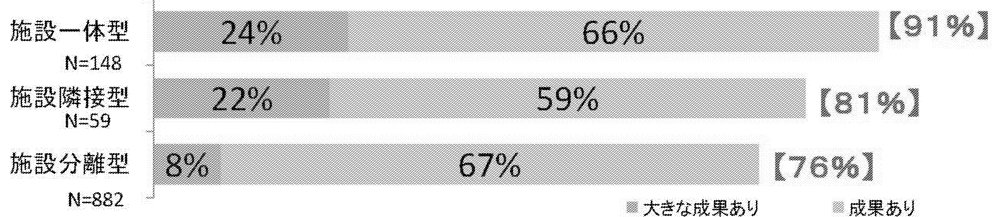
㉓ 小・中学校共通で実践する取組が増えた



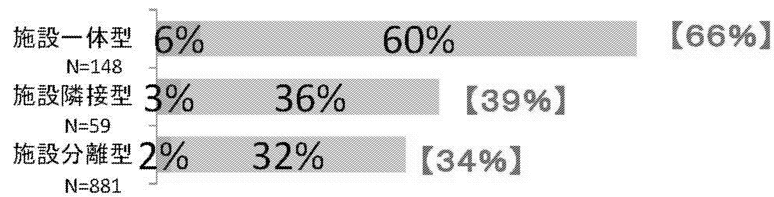
㉔ 小・中学校の授業観や評価観の差が縮まった



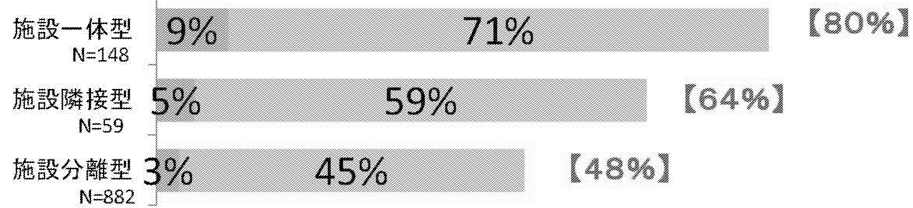
㉕ 小・中学校の指導内容の系統性について教職員の理解が深まった



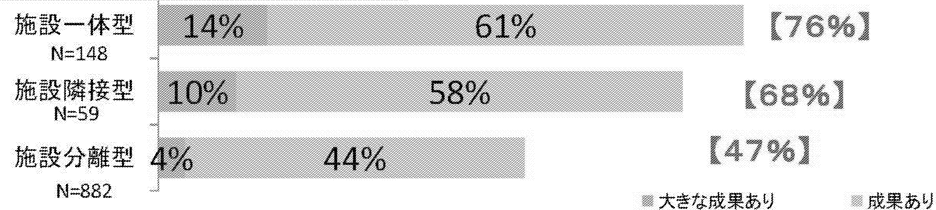
⑭教職員の仕事に対する満足度が高まった



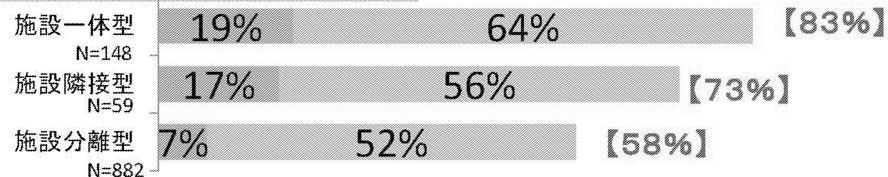
⑮保護者の学校への満足度が高まった



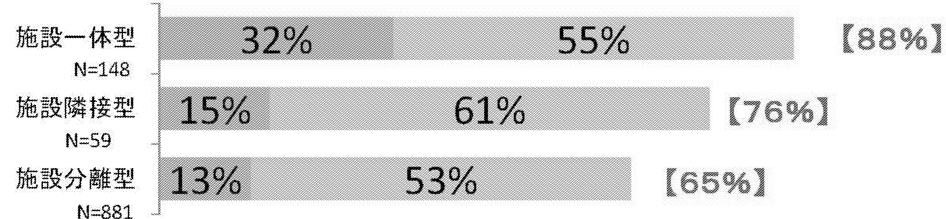
⑯保護者との協働関係が強化された



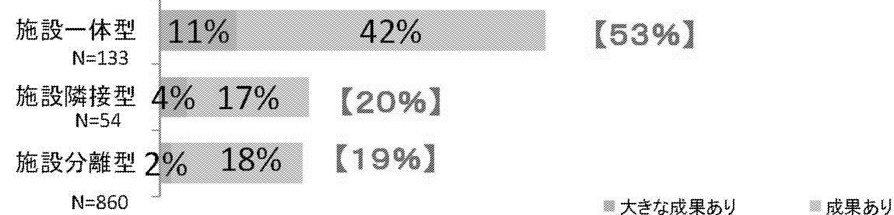
⑰地域との協働関係が強化された



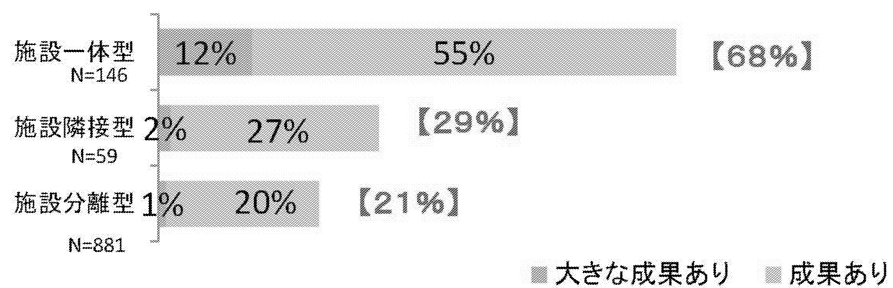
⑱異校種、異学年、隣接校間の児童生徒の交流が深まった



⑲学校独自の新教科や領域の指導が充実した



④校務分掌等、学校運営の効率化につながった



武蔵野市小中連携教育推進委員会報告書

発 行 年 月 平成 28 年 2 月

発 行 ・ 編 集 武蔵野市小中連携教育推進委員会
電話 0422-60-1898